

令和元年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

令和元年12月18日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 同意第 4号 公平委員会委員の選任について
- 第 4 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 同意第 6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について
- 第 6 同意第 7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について
- 第 7 同意第 8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について
- 第 8 同意第 9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について
- 第 9 議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第10 議案第73号 京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第11 議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）について
- 第15 議案第78号 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）について
- 第16 議案第79号 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約の変更について
- 第17 議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第81号 令和元年度京丹波町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第82号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 第 2 0 議案第 8 3 号 令和元年度京丹波町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 8 4 号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 8 5 号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 3 議案第 8 6 号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 4 議案第 8 7 号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 5 議案第 8 8 号 令和年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 発議第 2 号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書
- 第 2 7 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 谷 口 勝 已 君
- 4 番 隅 山 卓 夫 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 鈴 木 利 明 君
- 8 番 西 山 芳 明 君
- 9 番 北 尾 潤 君
- 10 番 山 下 靖 夫 君
- 11 番 東 まさ子 君
- 12 番 山 田 均 君
- 13 番 谷 山 眞智子 君
- 14 番 篠 塚 信太郎 君
- 15 番 森 田 幸 子 君
- 16 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18名）

町	長	太田	昇	君
副町	長	谷	俊明	君
参事兼会計管理者		中尾	達也	君
参事		山田	洋之	君
企画財政課長		松山	征義	君
総務課長		長澤	誠	君
税務課長		豊嶋	浩史	君
住民課長		久木	寿一	君
こども未来課長		木南	哲也	君
医療政策課長		中川	豊	君
農林振興課長		山森	英二	君
にぎわい創生課長		栗林	英治	君
土木建築課長		山内	和浩	君
上下水道課長		十倉	隆英	君
瑞穂支所長		山内	善博	君
和知支所長		藤井	雅文	君
教育長		樹山	静雄	君
教育次長		堂本	光浩	君

6 欠席執行部（1名）

保健福祉課長		大西	義弘	君
--------	--	----	----	---

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長		藤田	正則	
書記		山口	知哉	

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第4回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番議員・岩田恵一君、2番議員・野口正利君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業について協議されました。

12月16日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、臨時の全員協議会の開催要請がありましたので、本日のお昼休みに開催いたします。また、全協の終了後に議会運営委員会を開催します。

本会議終了後、全員協議会が開催されます。

議員の皆さんには大変ご苦労さんですが、よろしく願いいたします。

大西保健福祉課長から、本日の会議を欠席する旨の届け出があり、受理しましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、同意第4号 公平委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、同意第4号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第4号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第4号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第4号は、同意することに決定しました。

《日程第4、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長(梅原好範君) 日程第4、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第5号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第5号は、同意することに決定しました。

《日程第5、同意第6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について》

○議長(梅原好範君) 日程第5、同意第6号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、先ほどの同意第4号、第5号も同じでございますけども、いわゆる選任する委員なり氏名の関係で住所ですね。公職ですので、せめて京丹波町から次の集落名ぐらいは記載をすべきではないかと思うんですけども、ずっと京丹波町で住所は終わっております。やっぱり公職という立場からすれば、せめて集落名ぐらいはきちっと記載すべきだと。以前、お尋ねしたときに、ほかの市町村の例も挙げられましたけども、やはりそれはそれぞれの市町村の判断だと思うんですけども、本町では集落名までは記載をすべきだと思うんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） このご質問の件でございますが、集落名につきましても検討させていただいたんですけども、財産区管理委員については、個人情報の関係で省略をさせていただくということで整理をさせていただいたものでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと町長に見解を伺っておきます。今、個人情報ということでございました。もちろんそれはそれで大事でございますけども、番地まで書くというのは、私は控えたほうがいいと思いますけども、集落名ぐらいは、当然、公職の皆それぞれ委員でございますので、書くというのは当然だと思うんですけども、そういう解釈をすれば、個人情報ということになれば、何も書かないということに結果としてなってしまうので、やはりその辺はしっかり集落名までぐらいは記載をしていくということにすべきだと思うんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本件に限らず、選任の議案につきましては、他市町村に倣い、個人情報に関する部分については記載をしないというふうなことで、これは、たしか議会運営委員会のほうでも議論をいただいて、そのように決定をいただいたというふうに私は理解しておりますんですけども、そういう理由から記載していないところがあるということでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 公職ですのでね。町民に当然いろんな形でも知らすし、それぞれの立場でご活躍をいただいておりますけども、そら、近くの方はどの方というのがわかるわけですけども、京丹波町の全体の区域から言えば、せめて京丹波町の集落名ぐらいは記載をしてそこまででとめるということが私は本来の考え方と思うんですけども、個人情報ということは、どこに線を引くかということになると思うんですけども、どういう見解

で個人情報というのを線を引くかというあたりはどういう考え方なのか伺っておきたいと思
います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 前は住所番地まで出しておったわけでありまして、それを個人情
報の保護の観点から全てが判別できない記載にするというようなことをご理解をいただいた
というふうに解釈をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

本件及び次の同意第7号、8号並びに9号については、個人ごとに同意を得るのが本来の
形ではございますが、案件ごと一括して採決したいと思っております。

これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、同意第6号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第6号 京丹波町松山財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方は起
立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、同意することに決定しました。

《日程第6、同意第7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、同意第7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について
を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第7号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第7号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第7号は、同意することに決定しました。

《日程第7、同意第8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について》

○議長(梅原好範君) 日程第7、同意第8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第8号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第8号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第8号は、同意することに決定しました。

《日程第8、同意第9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について》

○議長(梅原好範君) 日程第8、同意第9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第9号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第9号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は、同意することに決定しました。

《日程第9、議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本委員。

○6番（坂本美智代君） 資料をいただいておりますが、来年度の4月1日以降、嘱託職員であったのをフルタイム、また、臨時職員がパートタイムというふうに変えるということで、採用方法がここに書いてありますように書類選考、面接とありますが、これまで嘱託職員として働いておられた方、そして、臨時職員として働いておられた方が自分の希望をされると思うんですけども、それを基本として採用されるのかどうか。フルタイムをもし面接等で希望に沿えないパートタイムと移行した場合、やはり給料的に下がるのではないかと思うんですけども、給料的にはどのようなになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ご案内のとおり、書類選考なり面接ということで年明けから広く公募をして順次行っていく予定をしております。その中で、面接ということで、当然、相手さんのご希望もありましょうし、そういったところを聞き取りさせてもらうということになります。今まで臨時職員なり嘱託職員でお世話になっていた方も応募されることは考えられます。そういったところも経験値も当然考慮しなければならないところでありますし、また、いろんな免許等の取得をしていらっしゃる方、当然そういった方は部署が決まってくるということも考えられます。引き続きといいますか新たに採用はしていただくことになるんですが、引き続き同じような形でお世話になるというようなことになれば、今までの給料を勘案して余り差がないようなことでというようには今現在考えておるところでございます。いず

れにしても、本町側といいますか我々どもがこの時間帯、この時間帯というようなことで必要な時間帯も設定してくることになりますので、その部分と合致するというようなことが一番いいわけですが、そういったところも兼ね合いを考えまして、採用のほうをさせていただくという運びになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、課長から答弁いただきまして、今までどおりにできたら、特に保育士とかそういった資格を持つてる方は、やはりその部署で必要とされることであるわけです。そういった中で、今までの嘱託職員であったものがフルタイムになったことで、給料面で変わってくるころはあるのかどうか。できるだけ下がらないような答弁であったかと思うんですけども、トータルとしては下がるということではないのかどうか、その点ちょっと伺いたいのと。期末手当が出されるとしても、毎月の生活というのは月給で生活されてる方がほとんどでありますので、それがちゃんと担保されるということが条件であるのではないかと思うんですが、その点もう一度伺いたいのと。

ちょっと細かいことを伺うようですが、3月31日までの臨時職員のほうの週38時間45分以内というのと、4月以降にパートタイムの未満という文言なんですけれども、この捉え方というのはどのように、以内と未満との違いがちょっとわからないので、細かいことをお聞きするようですが、伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） この資料にもありますとおり、まずフルタイム、パートタイムそれぞれ給与でございますが、フルタイムは月額給料ということになっております。給料表にあくまで基づくものでございますし、パートタイムにつきましては、報酬という位置づけで月額、日額、時間額というように選択できるようになっているんですが、扶養手当の関係もありますので、フルタイムでありましたら退職手当もですけど、期末手当も今回臨時職員の方にも対象になってくるということでございますので、そのあたりを個々に考えていただくことになろうかと思えます。給料、報酬につきましては、先ほども申しましたように、給料表に基づいて現在引き続きお世話になる方につきましては、同じような給料表に移行するような、昇給もございますので、そういったところで対応していくことになるというふうに考えております。

また、以内と未満の違いでございますが、以前でございましたら、臨時職員も嘱託職員の方と同じように週に38時間45分以内ということで、45分でもよかったということにな

りますが、今回、パートタイムの方になりますと、未満ということでございますので、1分でも少ない、こういった時間帯の働き方になってこようかと思えます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、この表で説明をいただきました。給与のところではいろいろと手当がついておりますが、休暇についてはどういうふうになっているのか。

扶養手当ということでありましたけれども、パートタイムのほうにも扶養手当はつくのかどうかお聞きをしておきたい。

臨時職員、嘱託職員について、平成31年4月1日現在で正規職員の方が271人、嘱託職員の方が61人、臨時職員の方が183人でありました。非正規職員の方が47%を占めている状況でありました。その中で、5年以上勤務の実績のある非正規職員の方は何人おられるのか。10年以上の方は何人おられるのか。

新しい制度に導入するのにいつから募集をされるのかお聞きをしておきたい。

国からの財源措置について、お聞きをしておきたいと思えます。

それと、常勤職員と非常勤職員との同一労働同一賃金というのが出されているところでありますので、常勤職員と非常勤職員との給料の差、また、常勤職員と臨時職員の方の給料の差というのはこれまでどのぐらいあったのかお聞きをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、休暇でございます。いろいろと休暇適用法によりましてあるわけでございますが、日数でありますとか任用期間によって取得が決まっております。例えば、1週間の勤務の日数が2日とか1日でありましたら取得が不可というものもありますし、5日以上とか4日、3日ごとにそういった休暇が取得されるされないが決まっております。そういった決まりごとに基きまして取り扱うというようになっております。

扶養手当につきましては、パートタイムの方につきましてはございませんし、そのあたりは個々に判断していただくとようなこととなります。また、5年以上、10年以上の人ということでございますが、現在手持ちがございませんので、申しわけございませんが、お答えすることはできません。

募集はいつからかということでございますが、年明け準備ができ次第、早急に募集をしていこうというふうに現在思っております。

国の財源措置でございますが、現在、総務省のほうから地方交付税に措置されるというよ

うな見解も出されておるところではございますが、現在のところはっきりした内容は決まっていないうふう理解しております。

常勤・非常勤、給料の差ということでございますが、これにつきましても、現在手持ちがございませんので、ご了承賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東議員、質問は終結ですか。

○11番（東まさ子君） はい。この件については。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私も何点かお尋ねをしておきたいと思うんですけども、先ほど来、それぞれいろいろお尋ねしておるわけでございますけども、今回提案になっております会計年度職員のこの制度、導入された主要な目的というのは、非正規職員の処遇改善だというふうに思うんですけども、その点について改めてもう一度そういう立場なのかどうか。そういう考え方なのかどうか伺っておきたいというふうに思います。

そういうことからしますと、総務省がそれぞれいろんなマニュアルも含めて、市町村、京都府を含めて出しておるわけでございますけども、各自治体に求めていることの中に、職員団体との協議等必要だということも言っておるわけでございますけども、この点からしますと、京丹波町の職員団体との協議というのはいつされたのか伺っておきたいと思うんです。当然、そういう協議の上に立って議会に提案するというのが本来の筋道だと。この総務省の文書からいってもそう思うんですけども、その点についてはどうなのかというのが1つお尋ねしたい。

それから、賃金なり給料の関係なんですけども、先ほどフルタイムとパートタイムの関係で、資格を持っている人はフルタイムというような考え方なのか。一般事務を補助をする。今現在もそれぞれお世話になってるわけでございますけども、それぞれ長い経験の方もあるわけでございますけども、そういう方は当然フルタイムと、本人の希望もありますけど、というのが前提なのかどうか。資格を持っている人以外は全部パートタイムというような考え方なのか。その点についても伺っておきたいというふうに思います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほどもおっしゃいましたように、国の考え方といたしましては、現状、臨時・非常勤の職員の方々、現在の地方行政の重要な担い手ということでお世話になっておるといような背景がございます。

しかしながら、各地方自治体それぞれ取り扱いが違ってたというようなことで、今回、統一していこうというような動きの中で、この制度が4月1日から運用されるというところでございます。

本町におきましても、そういった趣旨にのっとりまして、基本的に国の制度の取り決めの中で、本町も準じた形で取り扱いをし、また、臨時職員の処遇につきましても改善できるように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、資格がある方は全てフルタイムになるのかというようなご質問だったかと思えます。必ずしもそうとは限りません。議員おっしゃったように、それぞれ個々の希望もありましょうし、また、時間帯の関係もでございます。個々にそれぞれ勤務条件が異なってくるということになっておりますので、必ずしも資格を持っている方がフルタイムに移行するというような取り決めはしておりませんし、また、そういったところで運用していきたいというふうに思います。

職員組合等への説明等につきましては、12月の初めに役員の方に寄っていただいて説明をさせていただいたと、ご理解をいただいたというようなことで理解しております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今お尋ねした中で、資格を持っている人は基本的なフルタイムというのが前提なのかということと。一般事務の関係ですね。補助をされている方、そういう方はフルタイムというのではないのかどうか。こういう方は全部パートに移行するという考えなのか。その点、先ほど聞いたんですけども、答弁がなかったので、改めて伺っておきたいと思えます。

それから、職員団体との協議の問題については、聞きますと、12月3日に説明を受けたというように聞きました。2日に議会が開会されたんですね。議案が上程されたわけですから、本来ならそれまでに職員団体との協議を終えて提案するというのが本来のあるべき、この法律から言っても立場だと思んですけども、そういうことをなぜされなかったのか。もう出してしまったら、話の協議をする値打ちといいますか先行しているわけですから、その点についての職員組合との協議をしっかりしなさいよという総務省からも各自治体に出ておるわけでありますから、そういう趣旨から言っても逸脱していると思んですけども、その点についての考え方を伺っておきたいというふうに思います。

もう1つは、フルタイムとパートタイムの関係なんですけども、フルタイムになりますと、退職手当も出るということになりますし、パートの方はないということになると思んですけど

けども、そのぐらいの差が大きくなるわけなので、やはり本来希望する方はできるだけフルタイムにするという前提でいろいろ面接をすべきだと思うんですけども、もちろん今働いている方が全員応募されるかどうかという問題もありますけども、しかし、嘱託・非正規合わせて240人近い方がおるわけでございますから、そういう方が引き続いて今までの経験を生かして働いていただく。その方々の処遇改善がしっかりできると、そういう形で今回の条例が生かされていくということが基本だと思うんですけども、その点についてもう一度伺っておきたいと思えますし、それから、時間の問題なんですけども、フルタイムの場合には7時間45分、パートタイムの方は7時間30分となっておりますけども、実際に一般事務の補助をしている方が定刻の前に45分で帰れるかどうかという問題もあります。上司がそれをやめて帰れという指示を出さない限りは、やっぱり人間です。仕事の取りまとめとか当然せんなん。そういうことになると、もちろんお客さんの対応があれば、当然そういうことも起こるわけでございますけども、その辺はそういうことを一切そういう方にはさせないということなのか。時間になったらちゃんとパートの方は帰るということになるのかどうか。その責任は各部署で持つんだということになるかもしれませんが、実際にそういうことがどういう形で指示を出したり、そういうことの対応ができるのかどうか。その点伺っておきたいと思えます。

それから、現時点でフルタイムの勤務、パートタイムの勤務の方、それぞれ大体何人ぐらいを見込んで現時点でおるのか。国に人件費の関係で2,600万円余り増加というようなことを報告したということも聞いておるわけでございますけども、当然、フルタイムの人数、パートタイムの人数というのを設定して算出されたと思うんですけども、それが1つの根拠となると思うんですけども、その点についてもう一度伺っておきたいというように思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、資格者、事務の方のパートタイムかフルタイムかという件につきましては、鼻からそういった決めごとはしておりませんので、最終的に振り分けは面接もする中で聞き取りをして決めていくということが前提になってくると思えます。

もう1点は、職員組合の件ですが、ご案内のとおり、時間的なことをご指摘いただいたとおりでございます。その点につきましては、今後、注意をしてそのようなことがないように対応していきたいというふうに思っておりますので、ご了承賜りますようよろしくお願いいたしますと思えます。

全体的に職員組合ということではございませんが、対職員につきましては、事前に説明をし、管理職会議でも説明をさせていただいたというような経過は踏まえていることを申し添

えさせていただきます。

あと、パートの方々の帰庁の時間ということでございますが、きっちり帰れないかというようなお指摘だと思います。そこにつきましては、基本的にはその時間帯を守って帰宅いただくということは原則になってくるかと思えます。それ以外につきましては、その資料にもありますとおり、時間外勤務等々手当もございますので、そういったところで対応していくことになるのかなというふうに考えておりますし、そういった取り扱いになるかと思えます。

また、何人を見込んでいるかということでございますが、現時点での嘱託・臨時職員の方々の期末手当等を算出して出たあたりの影響額が2,600万円というようなことでございます。現時点でのお世話になっている方々がそのままスライドしたところで算出させていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

(音声なし)

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 退職手当につきましては、フルタイムのみ退職手当がつくということでございますので、そのあたりも扶養の関係もございますので、それぞれ個々判断していただきまして、また、こちらの働く町側のほうで必要な時間が合えば、そのあたりはそこで最終的に決定していくというような形になると思えます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと併せて伺っておきたいのは、フルタイムとパートタイムということでございますけども、要するに、一般の正職員の1年ごとに給料の引き上げがされていくわけでございますけども、聞くところによりますと、今、正職員の場合には4号がずっと上がっていくと。しかし、フルタイムの場合には2号しか上がらないというように聞いたわけでございますけども、それが事実なのかどうかということと。やはり、当然、賃金格差がどんどんついていくわけでございますから、やはり、当然、職員と同じように4号ずつ上がっていくというのが本来の考え方だと思うんですけども、そういうような格差をつけていくということの考え方なのか。いや、改善は必要だというふうに考えておられるのか伺っておきたいというふうに思います。

それから、今後、職員団体との協議についてはしたいということでございますけども、こういうような条例そのものを提案するというのは、人勧に伴う条例改正はあったとしても、基本的には条例でございますので、そういう認識のもとでしっかり早くから協議をするとい

うのが私は基本だと思うんですね。いろいろ府下の市町村の状況を聞いておっても、早くからそういう協議をされて、その合意の上で条例が提案されたということも聞いておるわけでございますけども、もちろん国の法律に基づいてつくるわけでございますけども、それぞれの市町村ごとに、それぞれ一定の判断のできる部分もあるわけでございますから、条例をつくると、提案するという場合に、そういう基本的なスタンスをしっかりとって、私はやるべきだと思いますし、やらなければ、やはり仕事は職員がしておるわけでございますから、職員のそういう職場の状況、処遇改善も含めて、働きやすい職場づくりというのも責任があると思いますので、そういう面をあわせて見解を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 昇給につきましては、ご案内のとおり、本町では2号給ずつアップするというようなことで今設定をしております。国のほうは4号ということでございますが、いろいろ内部でも検討しました。時給がどれぐらいアップするかという過程を立てまして、それぞれ現在2号給アップというようなところで落ちついた設定にしたところでございます。

組合につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。今後そういったところの配慮も十分気をつけさせていただいて対応していきたいと思いますので、ご了承賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 同じような質問になるかと思うんですが、現在、非正規職員で、ここに書いてある週38時間45分働いておられる方というのは何人おられるのか。

それから、1分でも少なければ、38時間45分未満ということでパートになるということではありますが、フルとパートでは待遇がかなり違うということもありますが、そういう1分、2分の関係でもフルとパートに分けることになるのかお聞きをしておきたいのと。

それから、人件費ですけど、新しい制度導入で非正規職員の人件費というのは今までとどのように変化していくのかお聞きをしておきたいと思います。

答弁をいただいた中でいろいろあったわけではありますが、町側の決めた決めごとに職員はあわせていけないといけないというか、時間も含めて自分の働き方をあわせていかななくてはならないというふうにとめてたんですけど、今まで働いていた状況をそのまま働きたいという意向があった場合には、それを受けとめて優先して契約をされるのか。採用をされるのか。意向を優先して採用をしていかれるのかお聞きをしておきたいと思います。

以上、お聞きします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） すみません。遅くなりました。

まず、週に38時間45分働いている方が何人いらっしゃるかということでございますが、現在、その人数まではつかんでおりませんが、嘱託職員の人数ですね。その方は間違いなく働いていただいているというように理解しております。

それと、人件費はどう変わるのかということでございます。資料にもお示ししておりますとおり、会計年度の任用職員、フルタイムでありますと給料、パートタイムでありますと報酬というような区分にもなってきますし、それぞれ諸手当も出てくる。また、期末手当も対象となってくるということでございますので、その部分が変わってくるというようなことで理解していただけたらいいかと思っております。

働き方でございますが、現在お世話になっている方、まず、それぞれの部署で時間帯の、ここにこういう方が必要だというようなまず前提にありまして、そこにお世話になる方が人材を求めていくというのはまず基本的な流れになるかと思っております。したがって、個々の募集をして、面接をして、いろんな情報を得た中で、どこに配置していくかというようなことになるかと思うんですが、しかしながら、町側としましても、今現在お世話になっている方で運営が回っておりますので、やはりそういったところが現場が動かなくなったら、一番それが住民に対してもサービスが低下するということが出てきますので、基本的には今の現状を確保していきたいというのは思いとしてあります。そこにどういうふうにするかを組み込んでいくかというようなことがなかなか作業が難しいところではございますが、基本的にはそういった考え方で、町が示した内容に必ずしも当てはめるといったようなことではなしに、両方がうまく合うように進めていくというのが基本に考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今いろいろ聞いたんですけど、よその自治体では、パートタイムばかりやという自治体もあるというふうなことを聞いたことがあるんですけど、嘱託職員の方が週38時間45分、今勤務されているということでありますので、フルタイムを希望されたらそのままスライドして任用制度のフルタイムとして働くことが可能なのか。片一方では、自治体によってはパートばかりに採用になるんだというふうなことも聞いたんですけど、そういうことは現実として起きないのかお聞きをしておきたいと思っております。

それから、継続雇用1年で任期が切れますので、継続して雇用をする場合に、書類選考と

面接ということになります、これは何年でも同じような面接の形で更新ができていくのかお聞きをしておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 各自治体では、パートのほうに全て移行というような流れがあるというようなことですが、希望という前に、公募していただいて、面接をさせていただいて、決めていくということですが、先ほども申しましたように、双方がうまくかみ合うところで人材を確保していくと、お世話になっていくというような流れになっておりますので、財政的な面から言いますと、そういった制限もされる部分もあるかと思いますが、基本的にはそういった面談を行って、現場とのマッチングによりまして採用をしていくというような形になります。

本町につきましては、そういったところを頭から決めて運営をしていくというような考えはございませんし、あくまで個々の募集された方々のご意見をお伺いする中で判断していきたいと考えておるところでございます。

継続につきましては、資料にも書いておりますとおり、1会計年度内ということでございます。しかしながら、再度の任用は可能ということでございます。したがって、議員おっしゃいましたように、その都度面接等は行って継続していくということになりますので、再度の任用可能ということで継続も可能でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

討論はありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本案は、地方公務員法及び地方自治法が2017年に改正され、2020年4月から全国の自治体の非常勤職員に会計年度任用職員制度が導入されることとなったため、本町においても、会計年度任用職員制度に関する条例を制定し、給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものであります。

これまで地方自治体の非正規職員について、その法的位置づけが曖昧であり、また、地方自治体によって法解釈が異なるという問題がありました。それらを整理し、地方自治体の非正規職員全てを会計年度任用職員として新たに地方公務員法上に位置づけるよう整理がされました。

現場では、臨時・嘱託を問わず、非正規職員の方々の力を借りなければ行政が回らない実態がありますが、それにもかかわらず、その勤務条件は劣悪で身分保障もなく、公務職場における格差と貧困の一因にもなっていました。同じ仕事をしているのに処遇が異なることは、職場の団結を阻害することにもつながります。また、同一労働同一賃金の原則を大きく逸脱する実態にあると思います。

この制度導入を受け、本町は、現在、およそ244人いる非正規職員の全てを2020年4月から会計年度任用職員に変更するとともに、その労働条件について新たに期末手当を支給することや、基本給の経験年数加算の導入、また、育児休業取得も可能とするなどの改善を図るとしました。これらは重要な意義があると考えております。しかしながら、一定の労働条件の改善はあるというものの、この会計年度任用職員には非正規の方の雇用の不安定さを永久化、固定化するという重大な問題があります。

会計年度任用職員の任期は試用された日付から、その日付を含む会計年度末まで最長でも1年とされ、会計年度末の雇用を打ち切られることとなります。次年度の採用について再度の任用は一応妨げられないとなっておりますが、保障もされておらず、雇用の不安定性、いつまで仕事を続けられるのかという不安がついて回ることとなります。本来は、必要な人員を正規職員で配置すべきことから、公務で働く非正規労働者の処遇を改善し、かつ、身分を安定させていくことに主眼を置いて新制度が運用されるべきであります。また、そういう努力を行ってこそよい仕事につながることは間違いありません。

この間の非正規雇用の広がりに対する厳しい批判の中で、民間企業なら労働契約法が改正されて5年間勤続勤務をすれば、本人の希望によって有期雇用から無期雇用へと転換する義務が雇用主に課せられています。

ところが、地方自治体では、何年働こうとも、毎年毎年次年度も働けるだろうかという不安を抱え続けることとなります。本町に現在おられる244人の非正規職員の方を全て会計年度任用職員にすることは、公務の運営は任期の定めのない常勤職員によるという地方公務員法の大事な原則に照らして問題であります。

町が提出した平成31年4月1日現在の資料によれば、2019年度の職員総数は515人、そのうち任期の定めのない常勤職員は271人とどまり、全体の47%、244人近

くが非正規職員となっています。しかも、これらの非正規職員の方々は、町役場の各課や保育所、バス事業所、医療職、給食センターなど住民と直接接する部署に数多く配属されており、住民サービスの最前線を担われております。そして、契約更新などによって、答弁ではいただけませんでしたけれども、5年以上、あるいはまた10年以上勤続の方もおられると思います。これらの方たちは豊富な経験を持ち、住民サービスの向上に努力をされております。しかし、相変わらず有期の任用であります。

会計年度任用職員は、1会計年度末日をもって毎年度任用期間が終了する任期の定めのある職員であり、雇用の安定化の面で根本的な解決にはなっておりません。雇用を不安定のままに固定化、永久化することが本当によいことでしょうか。

また、会計年度任用職員の2つのタイプの間で支給される手当の格差があることであります。フルタイムは正規職員と勤務時間が同じで、正規職員と同等の諸手当の支給が可能とされているのに対し、パートタイムは期末手当は支給されますけれども、あとの手当は報酬として支給となっております。退職手当はありません。大きな格差があります。

今回の改正で非正規職員の正規化や正規職員の定員拡大など根本的な改善策が示されておりません。給与、報酬の面でも大きな違いがあります。これもお答えはいただけませんでしたけれども、嘱託職員、あるいは非正規職員との収入の違いというのは大きな格差があります。非正規職員の強い願いは、賃金アップ、あるいは雇用の継続ではないでしょうか。

今回の条例は、こうした願いに根本的に答えることになっていない点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。

議案第72号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第73号 京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につ

いて》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第73号 京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今回、新たに任期付職員を採用する条例を制定するとありますが、何人ほど見込まれているのか。

それと、条例の中の第3条であります、それに上げておられる（1）、（2）、それぞれ本町ではどういった部署がなるのか、わかりましたらお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） お答えいたします。

まず、何人かということですが、先ほどご議決いただいた任用職員との兼ね合いもありまして、パートタイム、フルタイムに分かれるか、今回の提案させていただいております任期付職員の採用になるかと。この割り振りにかかわってきますので、現在、何人というような想定はいたしておりません。最終的に雇い入れ、条件もお聞きする中で、そのあたりでそちらに移行していただく方があるというようなことで理解していただけたらうれしいかと思えます。

それと、第3条でございますが、資料にもお示ししております表にもありますとおり、任期付職員、業務量との関係ということでございます。こちら今想定をしておりますのは、例えば保育士のほうなりを予定をしております、また、こちらの業務量との関係で言いますと、臨時的な一定期間事業が進むというようなところでお世話になる方というふうに分類をさせていただいてるようなところがございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 既にお聞きしてたら申しわけないんですけど、今回の条例につきましては、採用可能としておくということを前提に設定されるんだというふうに思うんですが、特に専門的知識を有する者、第2条第1項に規定する特定任期付職員というのはどういった職種を想定されているのかどうかということと。これについては、今後、採用するような予定があるのかどうかお尋ねをしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 本町にはこれまでこういった方の採用はないわけですが、例えば税理士でありますとか、弁護士でありますとか、文字どおり高度な専門的知識を有する経験をお持ちの方というようなことを想定しております。

したがって、本町では、現在のところそういった方々にお世話になるというような内容、業務等も想定しておりませんが、そういったことが発生した場合、お世話になるというようなことを可能にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回の任期付職員の関係では、資料をいただいておりますように、3つの区分があると。専門的知識を持った法第3条にかかわる、今ありました税理士とか弁護士というような人を任期付職員として採用できると。2つ目には、業務量との関係ということで、法第4条で、一定期間内に終了することが見込まれる業務に従事とか、一定期間内に業務の増加が見込まれる業務に従事ということで、いわゆる1つの事業を短期にやる場合の担当の職員を採用するということだと思っておりますけども、3つ目には、任期付短時間勤務職員ということで、住民に対するサービス提供体制の充実と。それから、部分休業を取得する職員の業務の代行ということになっておるんですけども、これは先ほどの議案第72号の再任用の関係、フルタイムとパートタイムがあるわけですが、これであればパートで採用してこれに充てることができると思っておりますけども、それをどういうことでこういう分け方をするのかどうかということをお尋ねしたいということと。

特に、法第5条の関係です。窓口とか税の申告などの時期の受付とかそういうことを聞いたと思うんですけども、例えばこれを拡大解釈すれば、病院のように受付を民間委託とかそういうことにも可能になるのではないかと思うんですけども、その辺の考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 資料についての2番、任期付職員、業務量との関係のところでございます。保育士等と申しあげていただきました。そのほか具体的に言いますと、臨時福祉給付金でありますとかプレミアム商品券などの事務、ある一定期間決まった事業ということでございまして、こういったところがこれまでですと該当してきたのかなというふうに考えます。

任期付短時間勤務職員、法第5条の関係でございます。議員おっしゃったように、窓口業

務でありますとか税務の関係、時期によって繁忙期がまいるというようなところ、そういったところに任期付職員としてお世話になるということがございますし、任期といたしましては、それぞれ専門的な知識をお持ちの方だったら5年以内とか、あと3年以内というような形で設定されております。この任期付職員の区分でいいますと、先ほどの会計年度任用職員の方々になりますと、フルタイム、パートタイム、補助的な業務というような区分になるかと思えます。任期付職員につきましては、本格的業務の中に含まれてくる職員の方々でございまして、基本的には一定期間は定められておりますが、本格的な業務に携わっていただくと。こういった形でお世話になる方を今想定しまして、条例を制定させていただきたいというふうにお願いするものでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 3の法第5条の関係で、民間委託の窓口とかそういうことから考えれば、道を開くことになるのではないかと、できるのではないかとお尋ねしたんですけども、そういうことは一切できないということなのかお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 基本的、任期付職員でございますので、職員の方、少数の方でお世話になると。議員おっしゃってくださってる委託の関係、そういったことにつきましては、また業務委託というような位置づけで、また別の次元での話になってくるかと思えます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今、法第3条、法第4条、法第5条の関係でいきますと、当面、本町としては、任期付短時間勤務職員ということで保育士などが考えられるということでございましたけども、そういうことを想定しているということなのか。専門的な弁護士とか税理士というのは今のところ考えていないということであったと思うんですけども、今想定しているのはどの職員かというのをお尋ねしておきたいのと。

それから、専門的な関係でいくと、税の徴収の関係でいつも議論になるんですけども、そういう一定の専門的な方を配置してやるということはどうなのか。税機構へ皆送ってますので、そこで皆処理ができていうことかもしれませんが、やはり本町としてはそういうような考え方はあるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 税理士、弁護士は先ほど申し上げたとおりでございますし、任期付職員の業務量との関係につきましては、現在のところ保育士、専門的な知識を有する方が必要になれば、その都度お世話になりたいというふうに考えております。税の関係でござい

ますが、先ほど申されましたように、税機構との絡みもございますので、条例でいろんなケースが発生した場合に、いろんな方にお世話になれるというような体制づくりをまずさせていただきたいという意味でこの条例をお世話になって、いつでもそういった体制がとれるような状況を確保しておくということを第一に考えてまして、また、いろんな条件等が必要な場合になってきたら、この条例を使わせていただいでお世話になるというような形をとりたいというふうに考えております。そういったところでご理解いただきまして、よろしく願いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） たびたび聞くようで申しわけありませんが、そうしますと、本町としては、今回の任期職員の関係でいくと、短時間勤務職員が法第5条にかかわるものでございますけども、保育士など短期に採用しなければならない場合に、この条例に基づいて採用するという考え方なのか。当面は、フルタイム、パートタイムで対応ということになるのかどうか。ちょっとその辺がもう1つ明確でないので、はっきりこの条例をつくる意味で、説明では、平成14年にこの条例が特例でできたということで、これまで本町での条例はなかったわけでございますけども、今回、再任用の条例とあわせて任期付職員の条例も提案されておるわけでございますけども、それと関係は別はないと。これはこれで1つの独立したものであると思っておりますけども、しかし、つくる以上は、この条例に基づいて職員を採用することであれば、保育士などの短時間の採用に考えておることなのかどうか、ちょっと改めてもう一度確認の意味でお尋ねしておきたいと思っております。

それから、臨時福祉給付金でありますとかプレミアム商品券の場合も例に挙げられましたが、そういうものも想定されておることなのか。現時点では職員が対応してやっていると申すんですけども、どういうことを想定してこの条例をつくったのか。今、必要な場合もあるということでしたけども、現実的にこの条例をつくって、すぐに運用ということにはならないのかどうか。これに基づく採用はあるのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今、臨時職員、嘱託職員にお世話になっておる状況でございます。それぞれ現場のほうも複雑多様化する中で、いろんな雇い方、雇用形態が必要になってきます。そういったことから、先ほどのお世話になった議案第72号の任期付職員のこともちろんですし、総合的に判断して、やはり現場が求めている働き方に即した形で、フルタイム、パートタイムになるのか。任期付職員でお世話になるのか。そのチョイスが数多くできる形で選んでいくと。こういった形で現在の町政運営がスムーズにいくとなれば、あ

りがたいというふうに思っております。

したがいまして、先ほど申しましたように、わかりやすいように言わせてもらったわけですが、言葉足らずで申しわけございませんでしたが、例えば臨時福祉給付金であるとかというようなことを申し上げました。今後、どういった関連の事業が発生するかわかりませんが、事業を取り組んでいかなければならないという状況になったら、任期付職員でお世話になろうとかかそういった形で選択肢を増やしていけるというようなことも考えられますので、そのときそのときこれは任期付でお世話になろうというような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 第5条の関係で、短期時間勤務職員関係、保育士とかそういう関係、産休の代替とかそういうことも言わはったんですけど、そういう採用の予定はあるのかどうかというのをこの条例に基づいてお尋ねしたんですけども、その答弁はなかったのでお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 参考資料でお渡ししている下の表でいいますと、保育士と申しましたのは法第4条、2番の任期付職員、今回お世話になる条例でいいますと、第3条関係になってきます。そちらのほうで保育士というふうに考えておりますし、任期付短期間勤務職員、法でいいますと第5条関係、条例でいいますと第4条関係のところは、先ほど申しましたように、窓口でありますとか税務というようなことでご理解いただけたらと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第73号を採決します。

議案第73号 京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 提案になっております議案第74号の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、提案理由にもありますように、今年の8月に人事院勧告がされまして、それに準じて給料表なり勤務手当支給月数を改正するというところでございます。あわせて、経過措置の延長もするということになっておりますが、先ほどの議案第72号のときにもお尋ねしたんですけれども、職員の人件費でございますので、直接給料に影響する内容でございます。十分な協議をされたかと思うんですけれども、職員組合との協議というのはどういようにされたのか。また、結果についてもあわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 職員組合の幹部の方々には、説明を一定させていただきまして、承諾をいただいたものというふうに理解しております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第74号を採決します。

議案第74号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回、職員の人事院勧告に伴う給与改定に伴って、特別職についても期末手当の支給月数を改正するという事で提案になっております。町民の暮らし向きを考えますと、消費税が10%になったと。非常に格差も広がっていると。こういうことが言われておりますし、当然厳しい状況になっておると思うんですけども、そういう中で、職員の人事院勧告に基づくものではありませんけども、町長以下、特別職の今回の引き上げについてはどういう見解を持っておられるのか。町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回の改正に関しましては、人事院勧告により改正されるものということで理解はしておりますし、なお、我々理事者の報酬につきましては、ご案内のとおり、3月議会におきまして10%の返上をさせていただいております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 町の財政が非常に厳しいということを常々どこでも言われるわけですが、そういう中で、理事者として、町長としての考え方が10%の削減ということを言われましたが、冬の期末手当が新聞報道されました。南丹市の市長の金額も出て

おりました。京丹波町の町長も出ておりましたけども、あれだけ見れば、京丹波町の町長のほうが額が多いなということを知民からも、どうなんやということを知くわけでございますけども、そういうことを見た場合、やっぱりこういう財政の厳しい中で、今日またオリンピックの聖火のことも新聞報道されておりましたけども、そういう中での引き上げについて今年は見合わすとかそういうことはないのか。ちょっと見解を伺っておきたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 繰り返しになりますが、我々の報酬につきましては、条例によって10%の返上させていただいてるところでございますので、それについてはまた議会でご審議をいただいたらというふうにとるるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 議会でご審議してもらったということではなしに、提案をしてもらって、それに対して議会は判断するということが前提でございますので、町長がどういう考え方でおられるのかということをお尋ねしたわけで、町長自身が提案したとして、私はこれだけの、今10%ということになっておりますが、これは前町長時代から、もっと前からずっとされてきた流れの中で提案されておるわけでございますけども、それを踏まえて町長としてはどうなのかと。住民の暮らし向き、今の町財政の状況の中でどういう判断をするかということが問われるというふうにとるんですけども、その辺については、今言われたように、あくまでも議会の判断だということなのか。提出する側の考え方について伺っておきたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） その時点でまた検討をして提案をさせていただきたいというふうにとるえます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

今回の改正は、令和元年8月の人事院勧告による一般職の給与改定に準じて、期末手当の支給月数を改正するものであります。しかし、10月からの消費税10%増税が住民の暮らしと小売業者等への営業を直撃しているのが実態であります。

本町においても、新庁舎建設事業が増額され、また、補助金のカットなど住民負担が増える中、12月11日付の新聞記事を読まれた住民の方から、南丹市の市長より京丹波町の町長のほうが高いのは何でといった声を聞きます。こうした声を聞く中で住民の合意と納得が得られるのか。町長自ら住民目線で判断することが必要ではないでしょうか。

今、格差が広がり、雇用も非正規や年金の受取額も下がり、住民の暮らしが大変なときこそ住民に対する姿勢を示すべきであることを指摘し、反対いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第75号を採決します。

議案第75号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

山田君。

○12番(山田均君) 今、提案になっております議員の期末手当の支給の改定については、私どもは採決に加わらないということで退席をいたします。

○議長(梅原好範君) 許可はしませんが、議員の判断でお願いします。

(坂本議員、東議員、山田議員 退席)

○議長(梅原好範君) これより、議案第76号を採決します。

議案第76号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手多数であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

(坂本議員、東議員、山田議員 着席)

○議長(梅原好範君) これより、暫時休憩に入ります。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時45分

○議長(梅原好範君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第14、議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約(造作材等)について》

○議長(梅原好範君) 日程第14、議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約(造作材等)についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、今朝、単価調査表というのを配付していただきました。この金額の採用見積もりというA、B、C社のうち、A社ということになっておりまして、A社の単価を本町の今回の随意契約の単価は採用単価の72%という解釈だと思っております。この72%という数字はどこから算出された数字なのかお尋ねしておきたいと思っております。普通、入札の場合に予定価格の何ぼというのがよく出るんですけども、それとの関係も含めてですがお尋ね1点しておきたいと思っております。

それから、資料をつけていただいておりますけれども、その資料の設計書の中、ここにも木材の明細書をつけていただいておりますけれども、その前につけてもらっております木材調達費が3,107万4,000円、共通仮設費、純工事費、現場管理費、工事原価小計で3,373万9,000円で、それに諸経費を掛けて、そして、その合計に消費税ということで3,999万2,700円という数字が示されておるんですけども、この木材調達費が3,107万4,000円で、いろんな諸経費を入れて3,635万7,000円という数字になっております。消費税別です。これは、その差額が528万3,000円という数字になります。調達費との関係でいくと、17%余りいろんな費用が見てあると思うんですけど、どういう根拠でこの17%というのが設定されておるのか。あわせて伺っておきたいと思っております。

○総務課長（長澤 誠君） まず、見積単価0.72で採用単価を決定しているというような件につきましては、製材業者が工事業者へ納品する単価となっております。今回は製材業者が町へ納品し、町から工事業者へ支給するということを考慮しまして、見積単価の0.72掛けを採用しております。製材業者が工事業者へ納品する場合は、ゼネコン0.1%でありますとか下請の木工工事会社0.2%の諸経費等が価格に上乗せされてくるということを考慮いたしまして、0.9掛ける0.8で0.72を算出しているところでございます。

また、木材購入についての諸経費につきましては、契約相手方の従来どおり申し上げておりますとおり、木材供給共同企業体、原木を仕入れて、乾燥、加工、また、材料の引き渡しなどのさまざまな工程を行う必要があります。単に工業品の仕入れではないということから、木材調達に必要な諸経費を計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） そうしますと、今、A社、B社のそれぞれ単価でA社を採用して、それに72%を掛けた単価を算出しているということなんですけれども、当然、今もありませんように、製材業者が材をつくって納めると。製品を納めているわけですから、それまでの

仕入れてきた費用も含めて単価を出されておるということからすれば、今説明があったように、町内の3つの業者の方は、現場に行って材を運んだり保管をしたりということでございますけれども、府内3業者のA、B、Cの業者も同じことではないかと思うんですが、その辺はどこが違うのかということが1点と。

もう1つは、今申しあげました調達額3,107万4,000円、いろんな諸経費を入れて3,635万7,000円の差額が528万3,000円なんです。それが17%かかっておると思うんですね。それについての答弁がなかったんですが、この17%を72%単価に足すと、89%ということになるんですけども、具体的にそういう諸経費を入れれば、A社の単価の89%に数字から言えばなるのではないかと思うんですけども、そういう点から言うと、17%の設定ですね。仮設費、純工事費、現場管理費、工事諸経費、一般管理費ということになっておりますが、これはあくまでも調達額に対して何%を掛けて算出した金額かと思うんですけども、それはトータルで528万3,000円がいろんな諸経費になっておりますので、それが上積みされて実際の調達する木材の単価に足して、それが最終的に3,635万7,000円という金額になっておるんですが、その辺についての考え方を伺っておきたいというように思います。

議案書の最後につけていただいております随意契約の理由書なんですけれども、この間、随意契約で木材調達というのは3回されておりました、実際は2回でございますけれども、今回3回目ということになります。採用理由はいつも同じことになっておるわけでございますけれども、やはり採用する理由の中に町内の林家の皆さんを含めて森づくりの意欲の拡大ということになっております。もちろんそれぞれ森林林業の分野、担い手育成というのは、森林組合が担っているわけでございますけれども、一番大きいのは森づくりの意欲、林家の皆さんから引き出すということが大事だと思うんですけども、その辺については委員会でも実際に木材を伐採して、搬出して、製材して、売って、そしてそこを植林していろんな経費がかかるわけでございますが、その下刈りとかそういう費用も要るわけでございますけれども、現時点での効果、売上に対してどんな費用が要って、実際どういう数字が出ているかということも示して、そして、林家の意欲を引き出すということが私は必要だと思うんですけども、これはやっぱり毎年やって、もっと我々議会にもですし、そういう林家に対しても、町民に対してもしっかり報告をしていく責任もあると思うんですけども、その辺はどういうようにされるのか、されておるのか。あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 諸経費の件でございます。先ほども申しましたように、業者のほ

うで乾燥、加工、材料の引き渡しなどに係るものの諸経費ということでございますので、あくまでそういった労務に係る諸経費、物に係るものではないというような解釈から、諸経費を計上しているところでございます。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） お尋ねの町内に今後どのような波及をさせていく効果の検証の部分だというふうに思いますけれども、まずは主伐がこの3年ほど町有林で始まっております。京丹波町の森林の人工林の3分の2が46年生以上の大木になるつつあるということが1つ現状でございます。これから山を伐採して山を動かしていくということに入っていきますので、そのときにいかに民有地の方々に少しでも還元ができるようなことをどう整えていくかというのが今大きな課題等というふうに思っております。そういう点では、まずは町有林の庁舎、また、認定こども園も木材を活用するということになっておりまして、いかに町有林を活用して、今、森林組合が大方の分を担っていただいておりますけれども、そういう皆伐をしながら経験値を高めていただいて、そのノウハウを次の段階で伐期を迎えております民有林に生かして、少しでも収益を上げていくということに入っていくというふうに思っております。

したがいまして、効果というのはこれからということですので、今現在の効果がどうかと言われますと、まずは、この新庁舎の木材調達にかかわっては、町内のJVの皆さんがそういうこれまでにないようなことをお手伝いをいただいているということでございますし、今後については町有林を含めて皆伐をすることになりましたら、それなりの作業工程が生まれてきますので、切った後にはまた植林をして育てていくということがあります。そこには林業者の従事が増えていきますし、そういう方々の安定した仕事が増えていくと。すなわち、収入も増えていくのではなかろうかというふうに思っておりますので、今後、その流れを見ながら検証をして、また議会にも得られたデータについてはお示しをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 尋ねたことに正確に答弁をお願いしたいんですが、1つは、諸経費の関係なんですけども、トータル的には17%という数字が出るんですね。3,107万4,000円の17%が528万3,000円となるので、17%という数字はどこを根拠に出されておるのか。それぞれ共通販売費とか、純工事費とか、今ありました諸経費、一般管理費、そういうものがそれぞれ%が違うのかどうか分かりませんが、木材調達費に対してそれ

ぞれ率があると思うんですけども、トータル的には17%という数字になりますので、その根拠というのはどこから算出されたものかというのをお尋ねしたんですが、その回答はありませんので、もう一度伺っておきます。

それから、随意契約をするための採用理由というのは書いてあるわけですが、今課長のほうからいろいろ説明をいただきましたが、木材業者の皆さんは、そもそも経験も積んでおられると思います。実際、これまでの金額を見れば2億円を超すんです。保管というのを入れますと2億円を超す金額。随意契約で3つの業者にそれがいっておるわけですが、相当な材を皆動かして労力もしておるわけですが、利益も相当あるということですので、やはり公共事業としてそういうものをやる場合に、本当にそれでいいのかということも私は問われていると思うんですけども、その裏返しとして、随意契約を導入する理由として、森林組合の仕事、作業班の仕事、もちろんそういうのはどんどんあるわけですが、一番肝心なのは個人の林家の皆さんですね。山を持っておる皆さんが伐採をして、またそれを植林をして、そして循環をさせていくという意欲につながるのかどうかということが一番大きいと思うんですね。だから、3年を経過しておるということですが、当然、早い町有林伐採のところは植栽もされておると聞くわけです。当然、植えれば、その後の管理もせんなんわけですが、その伐採で材をどれだけ上がったと。植栽の費用はどれだけ要ったと。1年目の管理はこれだけ要ったと。いわゆる個人の林家の人であれば、どれだけの収益があるんだということを示さなければ、口では何ぼこういっていただいても、やっぱり実際にこのことが伐期を迎えた町内の山林所有者がどんどんそういう形で本当に取り組んでいけるのかどうかということが私は問われておると思うんですね、片方では。その点についてももう一度伺っておきたい。検証するということですが、いつ検証するんだと。また新たに次の伐期まで待っているのかということではなしに、やはりまずは材を売って、町としては収入を得ているわけですから、それにまた植栽をしたと。費用はこれだけだったということは現時点ではわかるわけですが、1年目で下刈りをしておればその費用はこれだけだったということもわかるわけなので、そういうことをしっかり出して、そして今の現状はこうなんだと。改善点があれば、こういう改善がもっと必要だということを示してもらわなければ、必要だ必要だということばかりでは、この随意契約の理由にはならないというふうに思うので、根拠としっかりした内容を示すべきだと思うんですけども、その点について改めて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 諸経費の関係でございます。それぞれの項目につきまして、設計

基準に基づきまして算出しているところでございます。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 資料を示すべきではないかということでございますけれども、それについては、今後また検証してお示しをしたいというふうに思っております。

あわせて、木材といいますのは、川上から川下までというふうな言い方をよくされまして、要は、木を最後まで使い切ってしまうという、その最後のところまで工程をちゃんとしないと、なかなか木材というのは動かないというふうに思っております。そういう点では、建物に活用するということがありますし、家具等にも使うということもありますし、あらゆるところを駆使をして活用していく。そのことで山の所有者の方が伐採をして木をそういう作業に結びつけていけるようなこともやっていかなければならないというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 資料をいただいております。事業費の推移についてという資料であります。その欄外に書いてあります平米当たり単価は概算本体建築工事を延床面積で除算したものであり云々と書いてありまして、最後のほうに実施設計において建築確認協議による算出方法の変更で増加したものであるということを書いてあります。平米当たり単価は、基本計画のときは平米当たり39万7,000円、そして、基本設計の平成30年9月25日は41万3,000円、実施設計の令和元年7月23日時点では46万7,000円、そして、今回、実施設計の分を基本設計の区分で振り分けたとしたところでは42万3,000円となっております。いずれも工事費は実施設計のときと今回の①を振り分けて46万7,000円が42万3,000円になっているのは、工事費は30億円で変わりはないんですが、こういうふうに単価が減っているということですが、もう1つわかりにくいので説明をお願いしたいと思います。

それと、建築確認協議による算出方法の変更ということについてお聞きをしてきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、欄外の実実施設計において建築確認協議による算出方法の変更で増加したものであるということでございます。これにつきましては、基本的には延床面積というように設定しております。当初の考え方でございまして、例えば軒下の部分を含めるか含

めないかということで、出っ張った部分ですね。そういったところを含めるか含めないかというところで差異が出てきております。結論から言いますと、そういった軒下部分も建築確認上では含めるということで、延床面積のほうが増加しておるとというのが1点でございます。

この表の見方でございますが、そこに書いておりますとおり、左のほうから基本計画、基本設計、平成29年2月20日、あるいは基本設計でありますと平成30年9月25日時点ということで設定させていただいて、その時点の黄色い部分、一番下のところでございますが、平米当たりの単価を算出しております。組替えという部分がありまして、ちょっとややこしくて申しわけございませんが、実施設計、令和元年7月23日現在、こちらにつきましては、本体建築工事、青色で書いております21億円の部分を矢印のほうからまず家具備品工事のほうから幾ばくかそちらのほうへ移して、また外構工事、付属等工事から21億円のほうへ移したということでございます。家具備品工事の部分で言いますと、平成30年9月25日、1億8,000万円ということになっておりまして、それが令和元年7月23日では1億円ということになっておりますが、この8,000万円が全部その本体工事にいったということではございませんが、このうちから幾らかはそちらへ移動したというようなことで解釈していただいたらうれしいです。

それと、実施設計①を基本設計の区分で振り分け、②でございますが、これにつきましては、①を基本設計で同じ区分で割り振ったらこういうことになるということで、青色で書かせていただいているようなことで割り振りをさせていただいたということでございます。この表、ちょっと見にくくて、表で表現しようと思えばなかなか難しいところがございますが、注のほうにも書いておりますが、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 1つだけお聞きしておきたいと思うんですけども、今回の作業はどことがされるんですか。JVがされるんですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議員お見込みのとおり、JVですることとしております。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そうしますと、前から出てますように、材料調達につきましては、JAS規格のものをするという事になってるんですけど、JVの3社にはその認定がされていないというふうに聞いてるんですが、そうすると、されてない工場で作ったのは当初のJAS規格の商品を対象とするというのには反することになるのではないかなというふうに思います。

それと、もう1つ、そういうことであれば、瑕疵責任ですね。これを外部から材料を入れるのであれば、材料その分をどこかが規格の合ったところがやってくれますけど、今の話ですと、木材を買って製材をするのは地元の3社がやられる。その3社には規格の認定がされてない。そのされてない商品を仕入れて建築に使うというのは、そもそも当初の思いと違うのではないかと思うんですが、その辺はどうなってるんですか。それと、瑕疵責任のことをお願いします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、今回の発注の中で外の部分でございますが、列柱廊の製材につきましては、JAS規格一部でございます。議員おっしゃるとおり、JAS規格の規格を持っている業者のほうに発注して、そこで認定を受けるというようなこととなります。これは以前ご説明をさせてもらったとおりのルートとなります。

したがって、瑕疵担保でございますが、今回の契約におきましても瑕疵担保責任ということで条項を設けてまして、そちらの条文によりそういったことが発生した場合には、損害を賠償しなければならないというようなことで、条項に従いまして取り扱いさせていただくというようなことでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、先ほどのJVで製品加工をするというのは間違いだったということですね。そう答えられましたけど、それは訂正しておいてもらったほうがいいのではないかと思います。

それから、瑕疵責任ですけども、条項があるということですけど、その瑕疵責任の責任をとっていただく対象者というのはどこになるんですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今回、発注の業務につきましては、木材の調達、仕入れ調達等につきましては、製材も含めましてJVのほうでもらいます。造作材につきましては、JAS規格は必要ない分もありますので、そういったものにつきましては、今回のJVのほうでお世話になると。

ただ、先ほども申しましたが、列柱廊の柱につきましては、JAS規格が必要となっておりますので、JAS規格の認可を持っているところに発注するという形になります。

瑕疵担保責任でございますが、今回、京丹波木材供給共同企業体、代表者丸和木材、代表者野口太志ということで契約をさせていただいておりまして、そこにもつけておりますとおり、構成団体もございまして、その契約権者がその責任を賠償するということとなります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 議案第77号の契約期間のことを1点お尋ねしておきたいんですが、令和3年3月31日までということ。

○議長（梅原好範君） 山田議員、失礼します。

質問回数が3回を超過しております。

○12番（山田 均君） 今、3回目違うんかいね。

○議長（梅原好範君） いや、4回目です。失礼しました。

ほかに質疑はございますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 確認であります。今、JAS規格の分は外へ発注ということでありましたけれども、その外へ発注する分については、この金額に含まれているのか。含まれていないのかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） その件につきましては、あくまでJVの共同企業体のほうでお世話になるということでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）について、反対の立場から討論を行います。

提案されている契約金額は3,848万5,700円、契約期間は令和3年3月31日まで1年以上15カ月先までが契約期間となっております。

木材調達契約は、これまでに平成30年10月24日開催の第3回臨時会、議案第72号。平成31年4月24日開催の第2回臨時会、議案第45号、否決をされた議案であります。令和元年6月4日開催の第2回定例会、議案第46号と新庁舎整備事業木材調達契約議案が3回提案されてきました。否決もありましたので、実質は2回となります。いずれも、提案理由は、新庁舎建設の構造を木造と鉄筋コンクリート造の複合構造としており、木材の調達

には原木の切り出しから伐採、仕入れ、加工など複数の工程があり、長期間を要することから木材調達を先行して行うもの。

また新庁舎整備事業を契機として、町内産木材活用のモデルとして、1つには生産者等の森づくりの意欲の拡大、2つには林業分野の担い手育成と技術継承を高める、こういうことを目的としております。製材業者としてのノウハウを持つ町内の3業者で構成された共同企業体と随意契約を締結するものとして、同じ内容であります。

新庁舎建設事業は、10年、20年後の京丹波町のまちづくりはもちろん、50年先も見通して考える必要があることは言うまでもありません。為政者として当然のことです。

全国では、人口減少による消滅自治体が生まれることを示すデータも発表されています。京丹波町も合併後14年で2,000人を超える人口が減少しています。人口減少は京丹波町だけではなく、全国で起きている現象ですが、毎年200人近い人が減っているのです。深刻です。人口減少を見通した将来の人口規模や財政規模に見合った新庁舎建設を考えるのは当然です。

今回の提案も木材調達の方法はこれまでと同じ随意契約方式です。町民の多額の血税を投入する新庁舎建設事業は、町内産木材を使用することで生産者の森づくりの意欲の拡大、林業の担い手育成と技術継承を図るとしてしています。新庁舎建設で使う木材は、町有林や町内産木材とされておりますが、原木の確保は森林組合に委託、木材伐採後の植栽や下刈りなどの管理など木材の収入で伐採後の植栽や下刈りなどの管理経費がどこまで賄えるのかなどデータも明らかにして、林家などの生産者の森づくりの意欲拡大は本当に結びついていくのか示すべきであります。多額の税金を使う事業です。既に植栽も実施されている山もあり、いずれ報告するのではなく、収支の状況を町民に毎年公表すべき責任があります。質疑の答弁では、林家の意欲を引き出す答弁になっていません。木材の活用ということは当然必要でありますけども、収益と費用が一番大事でありますし、それによって林家の意欲も引き出せると。本当に収支が合うのかどうか。このことをはっきりとモデル事業であれば示すべきだということを指摘しておきたいと思えます。

今の随意契約方法では、町内の業者とは言え、3業者に利便を図ることになっています。新庁舎建設事業費30億円を超す大型公共事業です。何十年に1回あるかないかの大きな事業です。その中で、木材調達の予定額は1億9,570万円となっておりますが、随意契約と木材調達補完業務を合わせますと2億円を超えるという大きなお金を町内3業者、1社は亀岡市が本社であります、これと随意契約。さらに、認定こども園の木材調達でも1億8,000万円余りとの説明もあります。これにどんな理由をつけようとも、平成31年度の町

政運営の基本方針の町行政の公正化に大きく反するものです。公共事業は、一般競争入札を原則とすべきです。

木材の調達には、原木の切り出しから伐採、仕入れ、加工など複数の工程があり、長期間を要することも理由にしていますが、府内の3業者からの見積もりをとって随意契約の単価の参考にしたと言われております。その単価表を今日最終日の議会に配付をされましたが、十分な検討はこれではできません。町長の公約である行政の公正、透明化の徹底を実行すべきです。公約は反故にされたのですか。これでは町民は納得できません。公平公正を確保するのであれば、入札でなければどうやって公平公正を確保するのか。見積額を明らかにした資料をしっかりと議案と一緒に出すべきであります。本日の提案だけでは十分な議案の検討ができません。事前に配付をすべきであります。今、町の財政状況の見通しが危機的な状況にある中で、新庁舎建設事業は必要最小限の規模と予算でコンパクトな庁舎にすべきです。

令和元年11月25日開催の新庁舎建設特別委員会で現庁舎の図面が示され、8本の柱と梁は鉄筋コンクリートであることが報告されました。構造は、木造とRCの複合構造であることは明らかになったわけであります。なぜ正式に現在の庁舎の構造は木造とRCの複合構造であると公表されないのか。この点についても大きな疑問があります。

平成29年2月20日の京丹波町新庁舎基本計画で示された新庁舎建設の必要性の中で、本館は、昭和34年に建設され、約57年経過をした木造建築物となっておりますが、これでないことは明らかであります。調査建設事業は50年から100年の中で1回の大事業。なぜ十分な調査や確認がされなかったか。余りにもずさんではありませんか。これでは新庁舎建設あり気で進めてきたと言えます。新庁舎建設事業は一旦ストップして、新たな再検討をすべきであることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 4番議員の隅山でございます。

議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、先般、新庁舎建設事業の入札が不調になりました。このことについて所感を申し述べたいと思っております。

先般の新庁舎建設特別委員会において報告のありました新庁舎建設工事入札不調につきましては、全国的な建設需要の高まりに伴う人件費や資材価格等の建設コストの高まりが原因とされておりますが、本町の積算された予定価格と実勢価格差が大きく、入札参加予定者の

全てが辞退をされる異常な事態は極めて遺憾に思うところであります。入札参加条件、技術提案評価など入札参加意欲が高まる発注内容の見直しを行われ、早期に有意な再入札の実施を強く求めておきます。

今回の木材調達契約案件は、大量の木材調達を可能にする一連の先行調達が必要とされるものであります。町内産材の活用で林業関係企業の育成、並びに従事者の雇用確保や林業技術の継承を高め、また、町内面積の8割以上を占める森林機能の維持保全に大きく寄与するものであり、議員諸兄の賛同を求め賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これより、議案第77号を採決します。

議案第77号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第78号 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）について》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第78号 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 委員会でもお伺いしたのでありますが、今回、新庁舎の木材調達と同様に共同企業体で随意契約ということでもあります。この木材調達の金額ですが、10月の実施計画の中で予定価格が1億890万円ということをお伺いしました。この1億890万円という予定価格を超えることはないという見通しであるのか。その点だけお伺いしたいと思います。新庁舎のこともありますし、今後のことで見通しとしてはどのような見通しでおられるのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 調達金額の1億890万円は、10月の全員協議会でお示

しさせていただいた金額でございますけども、あくまでもまだ実施設計の途中でございます。ただ、大きくは変わらないというふうに見通しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今回提案になっております認定こども園の整備事業で、木材調達の契約（その1）ということになっております。今回は、1,200万円余りの提案でございますけれども、その1があるということは、2、3とあるのかどうか。また、2についてはどれぐらいの金額、3についてはどれぐらいの金額を見込んであるのかお尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、新庁舎の場合については、府内3業者の見積もりの単価表でA社のほうを基準にしたという資料も出していただいたんですけども、当然、認定こども園についても、一緒であったとしても議案は議案で違うわけでありますから、資料をきちっと出すべきだと思っておりますけども、そういう考え方はなぜないのか伺っておきたいというように思います。

行政は、一番、公平公正というのをしっかり確保せんなんということであるんですね。入札であれば、一定の公平公正ということになるかもしれませんが、随意契約をしておるわけでございますから、どうやって公平公正を行政として担保するのかということが問われると思うんですけども、その点についてどういう考え方なのか、あわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 常任委員会でも申し上げましたけども、新庁舎と同じく3回に分けて調達しようと思っております。今回、契約の額はお示ししております約1,200万円。そして、2回目は、今補正予算でお願いしております6,200万円。その3は、その差額の金額3,500万円を予定しているというところでございます。

それから、3社の資料を新庁舎と同じようにという話でございますけども、これも常任委員会のときに申し上げたんですけども、単価的には新庁舎の単価を使っておりまして、その答弁をさせていただいたところでございまして、ご理解いただけたと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 理解をしてもらったということだったんですが、説明は聞きましたけども、当然、庁舎と同じように資料を出すべきだという点を強く申し上げておきたいと思えます。

あわせて、お尋ねしておきたいのは、新庁舎と同じように3回に分けて発注するということとございました。新庁舎の場合には、先ほどの議案にもありましたように、債務負担行為もあるわけでございますけれども、契約期間は令和3年3月31日まででございました。今回の場合は令和2年3月31日なんですね。そうすると、それまでには認定こども園はまだできないわけで、それを業者に預かってもらうということになるんですけども、当然、それはそれでまた保管の費用を払わなければならないということになるんですけど、契約時期を新庁舎と同じように令和3年3月31日にすれば、それまでの契約期間ですので、当然、業者が材を保管して、その金額で納めてもらうということになるのではないかと思うんですけども、なぜこういうことになったのか。新庁舎と同じということであれば、そういうような考え方をすべきではないかと思うんですけども、わざわざ建物の実施設計もまだ公表されていない、建物の入札時期もはっきりしていない中で、こういうやり方というのはどうなのか伺っておきたいと思うんですが、当然、同じようなことですけど、同じような考え方に立つべきだと思いますし、要らん費用を払うということになるのではないかと思うんですけども、そういうことはないのかどうか。保管費用は別途要るんだというような説明も聞いたんですけども、契約期間を延ばせば、そういうことはないのではないかと思うんですけども、その辺についてもあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、保管につきましては、申し上げたように、4月以降、別途保管費用として現在見積もりを依頼しておりまして、新年度予算で計上したいというふうに思っておるところでございます。

新庁舎と違うのではないかということですけども、新庁舎、今回、令和3年3月31日までの契約ですけども、その1、その2については令和2年3月31日であったと思っております、同じような流れでなっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） そうしますと、その3は、令和4年3月31日ということになるのか。やはりもう少ししっかり吟味をして、私は提案すべき責任があると思うんですけども、その辺はどうなのか。そういう検討はされておったのかどうか、あわせて伺っておきたいということと。

それから、新庁舎のときに3回質疑したということとございましたので、認定こども園についても、随意契約の採用理由も同じ内容でございますので、お尋ねしておきたいと思うん

ですけれども、要するに、先ほど討論で申し上げましたけれども、林家の皆さん、材を売って、それで植栽をして、管理して、収支がどうなるのかということなんです。伐採して自分の山の木を売って赤字になれば、植栽もできないということにもなりかねないと思うんですが、その辺は実際にどうなのかと、町有林であるわけで。町有林の場合は、税金を投入してするわけですから、割合やりやすいという面もあるかもしれませんが、モデル事業ということであれば、当然それはどうなのかということも早く出すべきだと。実際に3年たってるということでもございましたが、材を売って、そしてその収入で植栽をしたと。管理をしたと。下刈りをしたと。どういう今結果なんだということぐらひはすぐ出ると思うんですけれども、この辺の考え方はどうなのか。1つ町長に見解を聞いておきたいと。町長の判断で出せと言えは出せると思うので、そういうように出して、林家の皆さんにもこうですよというようにならなければ、モデル事業にならないというように思いますし、やはりそういう成果がしっかり出るんだということを示していただきたいと思うんですけれども、その点について伺っておきたいということ。

もう1つは、先ほど新庁舎の場合は、これまでに随意契約で2億円です。今度は、今もありましたように、認定こども園で1億円余りということだったら、3億円のお金が、ないとはいえ町内の3業者、1社は亀岡市が本社ですので、そこに随意契約で渡していくということになるんです。こういうことが本当に行政としていいのかどうか。もっと問われるのではないかなと思うんですけれども、ただ、それは、町内の木材を活用する。そして、それをモデル事業としてやっていくんだということの大前提にしているんですが、ほんなら実際どうなんだと。それがどんどん町内の林家の皆さんも取り組んでいけるということになるのかどうか。そこら辺が非常に私は問われるし、そういう公平公正を図るためにはどうするんだということをもっと私は考えていくべきだと思いますし、条件付一般競争入札をして、町内産木材を使うということも当然できるわけでもございますし、そういういろんな方策を考えられたのかということも含めて、あわせて伺っておきたいと思います。町長の見解を伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 林業の関係ですけれども、林業は確かに今回の庁舎、認定こども園も含めてモデル事業ということでやらせてもらってます。林業に関しましては、今何が一番問題になっているかというのは、既に何回か話の中で出てますけれども、既に町有林も民間の山も伐期を迎えた木がたくさんあります。それが利用が進まないということによって、林業が停滞をしているということでありまして、それをいかに林業を使っていくかということで、先日新国立競技場ができましたけれども、あれも全国の木を使っていくというようなことで、

そういうコンセプトでやられたというふうに聞いてますし、また、公共建築物につきましても、木造化をする推進法というのができておるところでありまして、そういう意味で、今、森林を守っていくモデルケースなんですけども、いかに使っていくかということに目が向けられておりまして、それを町内産の木材で、町内の業者にノウハウを蓄積してもらって、庁舎を建てるということが1つのモデルになりまして、それが今注目されてます国連の持続可能な開発目標でありましたり、また、いろんなE S G投資といわれるようなものに対してもアピールできるところになってくるのではないかとというふうに考えておりますので、町内産の木材で町内産の業者でノウハウを蓄積していただいて、それで木造化を図って行って、それがほかの地区にも広げられるようなモデルになっていくという、そういう意味でのモデル事業だというふうに認識をしておるところでありまして、当然、議員がおっしゃるようなコストとかそういった面も出てこようかと思えますけども、それはもう少し長いスパンで見えていただいて、ご報告をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） その3というのを発注したら工期的なものはどうなるかというご質問でございましたけれども、それは、次年度、認定こども園の工事には着手したいと考えておりますので、そういった点から言いますと、材を調達する期間内にJ Vから工事業者に調達するということにもなりますし、その工期は必然的に令和3年3月31日に近いものになるかと思えますけれども、現時点ではまだ定めておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「議長」と山田議員の発言あり）

○議長（梅原好範君） 超過してます。

○12番（山田均君） え、何で、2回。3回目やで今度。

○議長（梅原好範君） 超過してます。

○12番（山田均君） え、何でやの。

○議長（梅原好範君） 超過してます。

ほかに質疑はございますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 今の関連質問ですけど、町長にお聞きしたいんですけど、町の山林が伐採期に来ているということなんですけど、伐採期の年数というのはどれぐらい認識されてる

のかということと。

それから、オリンピックの今度の新国立競技場の外側にずっと木が使っているんですけど、あれは全国の木を使っているんですが、どういう種類の木なのか。また、どれぐらいたったものかということをお聞かせいただけますか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 伐期は、戦後は、今73年目、戦争が終わった頃に植栽されたものがたくさん来てますので、60年、70年たって伐期を迎えているというふうに理解しております。

それから、新国立競技場の材木、どのような種類のものが使われているか全部確認しておくわけではありませんが、設計者の隈研吾さんのインタビューで見た範囲では、特別な材を使わずに、10.5センチ角の材で大きなものをつくれるんだということを建築の常識を覆すというようなことで設計をしたというようなことを書かれてるのは読んだことはあります。以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 伐期は、前にも申し上げましたけども、60年で、例えばスギなんか伐採してますけど、これは採算がとれないということです。私、地元の安井生産森林組合も分収林も今から15年ぐらい前に伐期の60年が来まして、伐採すると、配当どころではない、赤字になるということで、30年延期して90年まで伸ばしたと。これは地元だけではなしに、緑の投資もそうですし、60年ではもう採算がとれない。それは使い方にはよると思います。スギ材で、例えば戸とか内装材というのに使えば可能かも知れませんが、柱とか強度の要るものに60年のスギの木を使ってということは多分だめなので、60年というのではあかんということで、多分、期間を延ばしてると思います。今は、一般的には、多分90年から100年ぐらいの木を切るのが採算がとれる。これはもう昔から、私、銀行マンしてましたので、日吉の林業家に聞いてたんですけど、110年ぐらいはたたないと、本当に今まで投資したやつが返ってきて、おまけに幾らかの報酬があるという計算にはならないと。これはもう30年ぐらい前におっしゃってます。そういうことで、町長のおっしゃる60年というのは、何を根拠にされているのか知りませんが、ちょっと私は疑問に思います。これでは林業家は伐採してしまったら、今度植林するのに金がかかって、何をしているのかわからんということになりかねないと思いますので、その点もう一遍、町長の認識、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今、日本の山林で多くの木が伐期を迎えているというのは広く言われているところでありまして、先日も林野庁のシンポジウムで林野庁の職員も、今、日本の森は伐期を迎えています。それをしっかり使って、公共建築物、高層建築物も含めて木造化、ウッドチェンジをしていく必要があるというようなことを講演でもおっしゃっておいりました。60年たてば既に利用できる状況にはなると思いますし、もう1つは、災害のときに木が災害を大きくするというようなことも、切って使うことによって防げるというふうに理解をしております。

採算という話もありましたけども、利用を主眼にしていれば、60年で十分使えるというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第78号 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）について、反対の立場で討論をいたします。

先ほど、議案第77号の討論でも指摘がありましたが、認定こども園整備事業にかかわる木材調達の契約は、新庁舎整備事業と同様に京丹波木材供給共同企業体と随意契約をするものであります。採用理由も森づくり意欲の拡大並びに森林林業の担い手育成と技術継承が図れるなど波及効果が大いとしています。まず新庁舎整備事業による検証をした上で進めていくべきであります。

また、今回の契約金額は1,203万4,000円で、町内産木材を用いた製材を購入し、今後その2、その3を合わせた総額1億890万円の木材調達の随意契約が予定をされております。

新庁舎と同じく木材の調達単価は、府内3業者からの見積単価を参考にしたとの答弁でありました。しかし、3業者の見積単価資料は、本日提出をされましたが、資料請求されれば出すというような上から目線ではなく、議案提案時に議会へ提出して明らかにし、十分な審議をするべきであります。

町長の公約にもありますように、情報公開を徹底してこそ公平公正と言えるのではないのでしょうか。

以上を指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第78号を採決します。

議案第78号 令和元年度 認定こども園整備事業 木材調達契約（その1）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第79号 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間
照明設備新設工事請負契約の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第16、議案第79号 平成31年度 グリーンランドみずほホ
ッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今回の変更ですが、電気設備工事にかかわる変更につきましては、当初予想できなかったということがありますが、転落防止柵とかインターロッキングの関係につきましては、土木工事ということで照明設備工事とは別途切り離して施工ができるのではないかと考えております。ということになれば、これまでから議員各位から町内業者への工事の施工の受注機会を増やせというようなこともある中で、なぜそういうようなことにできなかったのか。照明設備工事を請け負った町外業者に、専門は電気のほうだと思んですけど、こういう工事を施工させるような理由があったのかどうかについて伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 転落防止柵なりインターロッキングの舗装の変更工事につきまして、別途工事にできなかったかということでございますけれども、まず、チームベンチ周りの転落防止柵に関しましては、上部に照明柱がございまして、その関係で照明柱の掘削の工

事とともに工事をする必要があるということで、ちょうど擁壁の部分があるんですけども、そこも当初から工事をする予定でございまして、この際、危険防止のために転落防止柵をその工事と同時にしていただくということでございます。インターロッキングの舗装に関しましても、ちょうどその舗装の部分に関しまして、管路ですね。電線を地中にはわせていただいております、その中で1.5メートル幅で掘削を予定をしておったところ、インターロッキング自体の不陸が生じたために幅が広がったということで、これに関しましても、不測の事態ということではあるんですけども、ただ、いずれの転落防止柵に関しましても、十分に精査してありましたら、当初から見込みができたのではなかったかというふうにも反省を大変しておりました。ただ、この際、利用者の安全を第一に考えまして、今させていただくということを判断をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今、答弁もあったわけでございますけども、今回の追加工事の大きいものは、雷サージ対策の強化ということになっておるわけでございます。工事の途中で雷対策を変更したということでございますけども、当初の段階では、雷避け対策の強化という問題で、今回、提案になっておりますような防護ユニットを増設してやるというようなそういう方法というのは検討されていなかったのか。例えば業者からこういう提案が新たにあって検討したということなのか。当然、専門の業者に設計を委託しておるわけでございます。その業者がどのような考え方だったのかということも問われるわけでございますけども、この点について専門的な方が当然計画しておるわけでございますので、その点についてちょっと伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 当初につきましては、キュービクル1カ所で雷サージ対策を実施するという予定でございましたですけども、業者とのやりとりをさせていただく中で、やはりそれぞれ1基ごとの照明柱だけではなくて、照明器具が大体360万円から400万円ぐらい1基ごとの費用がかかりますので、もし、1基落雷をいたしますと、全て線が同時に入っておりますので、全ての被害が拡大するということでありましたので、それぞれの分電盤に雷サージ防護ユニットというものを追加するというところで判断をさせていただいたところであります。

当初わからなかったのかということでもありますけれども、あくまでも私どもの精査が足り

なかった。気づきがなかったということでございまして、ご容赦賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 1点お尋ねします。

今、追加であっても大事な雷サージとか転落防止柵など大事な施策でありますので、行っていただきたいと思いますが、雷サージ対策の強化ということで安全性というのはどれぐらいできる対策なのかというのと。

雷のときには球技を中止して安全にやっていくとか、幾らサージがついていても、そうした対策などは万全を期して事故のないようにやっていただきたいと思っておりますので、そのお考えをお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 基本的には、SPDというものをつけることによって、そこを流れさせて機材には電流を流れさせないというような機器のようでございますので、何とか機器は守るのではないかなという、ただ、その何%強化したという数値はございませんですけども、完全にというわけではないですけども、守れるのではないかなというふうに見込んでおります。

あと、球技自体の、特にホッケー競技になりますと、スティックを持っての競技になりますので、雷注意報等あった場合には、大会期間中に関しましては、十分に注意はさせていただきたいと思っておりますし、後に関しましては、恐らくグリーンランドみずほのほうで管理運営いただくことになろうかと思っておりますけれども、その点に関しましては、十分事前の協議はさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 質問と言われたらあれなんですけど、今回、転落防止柵ということで2カ所つけられますが、バリカ門型というんですか。せっかく資料を出していただいておりますので、もし、あれでしたら、こういったものですよという写真等をつけていただけたらもっと理解ができたのではないかと思いますので、今後よろしくをお願いします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） バリカ門型といいますのは、逆U字の通常のものというか、いわ

ゆるバリカというものでございます。ステンレス製でございます。今後につきましても、十分その辺のところも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第79号を採決します。

議案第79号 平成31年度 グリーンランドみずほホッケーグラウンド夜間照明設備新設工事請負契約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。午後の再開は13時15分とします。

なお、議員の皆さんには、12時30分からこの場において全員協議会を開催しますので、お忙しいスケジュールになりますけれども、よろしく願います。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時15分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第17、議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第17、議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

議員の皆さん質疑はございますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 3点ばかりお聞きいたします。

歳出の12ページであります。3款、民生費、3目、障害者福祉費の心身障害者医療事業について、増額された医療費の伸びとお伺いいたしましたが、主な要因があれば教えていただきたいと思っております。

それと、16ページ、5目、農地費の土地改良施設維持管理事業で、ため池の安心安全マップの作成を行われるとのことで、その後のマップについてはどのように活用されるのかお伺いします。

それと、20ページですが、2目、都市公園費の修繕料の内容をお聞きします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） まず、1点目の心身障害者医療給付費、いわゆる医療費助成のことなんですけれども、これにつきましては、74歳までの障害者の方に対する医療費助成というふうになっておりますが、主な要因はという質問でございますけれども、病気の流行等が際立ってありませんので、それぞれの方が医療にかかった積み上げで少し年度末に向けて不足するなということで追加をさせていただいてるものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） ため池の調査にかかわりますマップの活用ということでございますけれども、今回の補正では2カ所ほど新たにすることということで、今年度全体で5カ所をすることになっております。マップの活用方法ですけれども、ため池の下流に例えば公共施設、それから民家、そういうものがある場合について、ため池が仮に決壊をした場合、どれぐらいの影響範囲、影響度合いがあるかというのをまず調査をするということになっておりまして、防災重点ため池というところが調査の対象になっております。まずは決壊したときに、先ほど申しましたような影響のあるものをまず調べて、そして、その影響から人の命を守るためにどういう避難経路をつくれればいいのかというのをまず調査に基づいてマップをつくるということになっております。このマップにつきましては、その下流域の皆さんにワークショップ形式で、どう逃げていくのが一番いいのかというのは地元の方が一番よく地理的なことも含めてよくご存じですので、そういうことをワークショップで煮詰めていただいたものを防災マップということで作成していきということでございます。

したがって、行政が一方的にこうですよということではなしに、それぞれの現地、すなわち住民の方々とすり合わせながらつくったものを、もし、そういうことがあった場合に

は、それをよく認識をしていただいて、有効に避難をしていただくように活用するという
ことを目的にしているものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 歳出の20ページの都市公園費の修繕料の内訳ですが、須知
川水辺公園の漏水対策用の配管ヒーターの修理、また、突発的なトイレ等のつまりとかの修
繕費用として計上しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） ため池の計5カ所の地区を今まで述べておられたかもしれませんが、
5カ所の地区を教えてください。

今、土木のほうから答えていただきました修繕料は、水辺公園のみの修繕料ということで、
はい、わかりました。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 訂正させていただきますが、5カ所と言いましたのは、既に
9月補正で5カ所調査を計上しております、今回、3カ所追加でお願いしております。

したがいまして、全部で8カ所ということになっております。

まず、5カ所ですけれども、ヤナ谷池といいまして、和知の角地区でございます。それか
ら、八ツ谷池が豊田区です。それから、大倉池、和知の大倉。田和池といいまして、広瀬で
ございます。それから、新池というのがありまして、これは和知の坂原ということが9月補
正で計上させていただいたものでございます。

今回、補正でお願いしております箇所でございますが、小屋ヶ谷池の上池、小屋ヶ谷池の
下池、これはともに実勢区でございます。それから、堂ノ池というのが曾根地区でございま
して、これが3カ所ということで、合計8カ所ということになっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） ため池のマップとかワークショップをいつ頃にされるのか。計画が
あったら教えていただきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） まず、マップをつくるに当たりましての作業ですけれども、

まずは池がどういう状況なのかというのを調査をしますのと。それから、下流域にどれぐらいの影響があるのかという、下流の調査もさせていただきます。そのデータをまずつくりましたものを地元の説明をさせていただいて、それからワークショップで先ほど申したようなことの作業で完結をするということになっております。

したがいまして、その調査については、専門といいますかそういう業者に委託をすることになりますので、少し時間をいただいた後に成果品ができて、それから地元に入らせていただくということです。9月補正で計上させていただいております、池の箇所も全部で8カ所になるわけなので、少し時間を要するものというふうには思っておりますが、今年度できたら全部消化できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、順番に、結構たくさんありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、6ページの第2表、債務負担行為の補正に関連しましてお聞きをしたいと思ひます。条例等で債務負担行為というのが定義づけられているんですが、どういうことになっているかというのが1点。

2つ目は、今回、2億円の債務負担行為が増額になってますが、これは、将来、支払い義務が明確なものかどうかということをお聞きします。

3つ目に、再入札の内容についてですけれども、告示はいつ頃されるのか。2番目に、告示の予定価格は幾らなのか。それから、工期はどれぐらいの期間なのかということをお聞きしたいと思ひます。

4つ目に、現在の庁舎は、新築当時の構造は、町長は議会での2度にわたる私の質問に木造と答弁しておられましたが、もう資料は出てるんですけど、本当に木造なんですかということをお聞きします。

5つ目に、新庁舎の必要性というものを平成29年3月に発表になったんですけど、その1つには、新庁舎が木造で地震で崩壊する危険が十分にある。2つには、地震で崩壊すれば、災害時に対策本部がくれなくなるということ。もう1つは、有利な合併特例債の期限が令和2年度、その時分は平成31年度になるということだったんですけども、この合併特例債を活用せなあかんということになったと思うんですが、それは令和2年度までなのかどうかと。

6つ目に、現庁舎は、平成4年に大規模な増改築工事をしておりますが、この図面もないということなんですけども、本当にそうなのか。増築面積はどれぐらいなのか。工事費はどれぐらいなのか。主たる構造は何だったのか。

7つ目に、現庁舎は、平成17年に増改築をもう一度してますけども、その増築面積は幾らか。また、工事費は幾らか。主たる構造はどういうことかということです。

8つ目に、新庁舎建設工事は30億円ということになってるんですが、今度2億円増えるわけなんですけど、それ以外の準備コストというのが道路拡幅工事と下流の排水工事があると思うんですが、これらを加えますと、平成30年度の決算額の何%になるのかお聞きをします。

次に、京都府が示した財政指標等の状況では、実質的に5項目全てがワースト5になると思うんですが、町長の認識をお聞きします。

それから、事項別明細書の7ページの町債ですけども、6,050万円の起債があるんですが、この起債条件をお聞きします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現庁舎の構造でありますけども、当初、木造であるというふうに認識をしておりましたが、木造であることには変わりはありませんが、一部に鉄筋コンクリートであるということは判明をしたところであります。全部が鉄筋コンクリートであったとしても、重要なのはいつ建てられたかという部分ではないかというふうに思います。この庁舎でありますけども、ご案内のとおり、1959年に建築されております。もともと建築基準法というのは、福井地震、これは1948年に発生して3,700人が死亡したことから、建築基準法で耐震が規定をされてということであります。

この旧耐震といわれるものにつきましては、震度5程度で、倒壊とか崩壊しなければよいというのが旧の建築基準法によります旧耐震と呼ばれる基準であります。

その後、宮城沖地震でありましたり、十勝沖地震というのが発生しまして、1981年（昭和56年）6月に改正されまして、これが新耐震と呼ばれるものになっております。

この新耐震によりますと、震度5程度の地震の場合は、建築部の各部分が損傷を受けないということが条件となっておりますし、震度6・7というレベルにおきましても、倒壊とか崩壊がないというのが新耐震の基準であります。旧耐震については、震度6・7クラスの地震についての記述は一切ございませんし、想定そのものがされていないというようなことでもあります。

こういった基準でありますので、建築されたときから推察しますと、旧耐震でこの建物は

つくられておるといふわけでありますので、大規模な地震が起こった場合については、倒壊をする恐れが十分に考えられるということでもあります。

阪神淡路大震災におきましても、旧耐震構造のものというのは7割以上で被害が発生したというふう聞いてますが、新耐震においても3割ぐらいの被害が発生したようでもありますけども、倒壊とか崩壊はゼロであったというふうな資料も出ておるところであります。新のうちの88%というのは家屋とか家具の倒壊で、圧死をしておるといふような状況もあります。

こういう状況でありますので、一部が鉄筋コンクリートであるということはわかりましたけども、この建築年度から考えますと、十分な耐震を持つておるとは考えられませんので、やはり新庁舎が必要になってくるということになるかというふうにと考えるとございませう。

財政状況が京都府の資料でも非常に厳しい状況であることは私も認識をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 私のほうからは、まず最初に、債務負担行為の設定の法的根拠ということですが、地方自治法第214条に定められておるものでございます。

次に、新庁舎の関係の合併特例債の発行期限の関係ですが、5年間延長になっております。

それと、一番最後の質問、起債の借入れ条件、現行の償還に係る借入れ条件ですが、この補正予算の3表にも明示いたしておりますとおり、償還期限というものはそれぞれ項目によって、起債の目的によって異なるんですけれども、借入利率の条件につきましては、4%以内ということでございます。

また、現在の借入れの現在高に係ります内容につきましては、それぞれ借入先の財政融資でありましたり、縁故債でございますとかそういったものによっていろんな借入れの利率は異なるんですけれども、国からの資金を除いての一般的な縁故債につきましては借入れの条件といいますが利率については、現在のところ2%が上限ということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今後の再入札のスケジュールでございます。

まず、入札の公告ということですが、12月の終わりの週を目途に考えておりますし、また、入札書の開札でございますが、2月半ば頃を現在考えております。

それと、工事期間でございますが、18カ月を予定をしておるところでございますが、最終的には議会の議決をいただいてから換算しますと、再来年の夏あたりを見込んでおります。

また、現庁舎の件でございますが、追加された部分でございますが、そういったところの面積でありますとか工事構造等でございますが、今手元にはございませんので、お答えすることができません。申しわけございませんがご了承ください。

あと、道路と排水工事を加えると約何%になるかというご質問でございました。計算させていただきますと、約30%というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 2番目もありませんし、1番目は、定義は何ですかと書いたんですけど、214条ですと言われても、定義を教えてくださいませんかということ。

（発言するものあり）

○5番（村山良夫君） そうですか。

5番目に言ったと思うんですけど、新庁舎の必要性のなぜ必要なのかということが答えてもらってないと思います。合併特例債は5年延びたということは聞きましたけども。

それから、道路拡幅工事費、下流の排水工事費というのは幾らですかと聞いたんですけど、答えてもらってません。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 2表の債務負担行為額の2億円増ということでございます。これにつきましては、将来、支払いの義務の明確化ということでございますが、再三申し上げたことかもしれませんが、債務負担行為額でございますが、事業執行を可能とすることができる上限の額として増額をお願いするものでございます。現在、設計内容の見直しを進めておりまして、増額分がそのまま工事費の増額となるということには考えておりませんで、あくまで限度額ということでお願いしたいと考えておるところでございます。

あと、必要性でございますが、従来から申し上げまして重複するかもしれませんが、本庁舎の現状を鑑みまして、町長もこれまでから申しておるとおり、防災の拠点となり得る施設も含めた新庁舎を建設するということで、そういった面から必要性が迫られておるということをご理解いただきたいと思っております。

道路と排水路工事で、6億円と3億円、合計9億円でございます。

失礼しました。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 一番初めに質問しました債務負担行為の定義と聞いたんですけど、地方何とかの214条というのは勉強不足でわからないんですけど、そこでは定義は決まってると思うんですが、どういうことになっているのかというのが1点。

2番目の2億円というのが、今の話では、上限を言ったものであるということですけど、これは、多分、この前の常任委員会では、定義として、将来支払い義務が明確なものというように課長は答弁をさせていただきました。1番に重なるわけですけど、それからいきますと、上限はともかく金額を入れておくというのは明確なものとは言えないんですけど、それはちょっとおかしいのではないかなと思います。

現庁舎の新築時の構造ですけど、町長は、どっちにしても60年は経ったら建築基準法から考えて危ないということだったんですけど、そこでお聞きしたいんですけど、この地域、京丹波町100年の歴史なら歴史で結構ですので、過去に最高の震度というのは何度があったのか教えてください。

もう1つは、タウンミーティングでは、毎回、これは前町長も含めて、木造だから地震が来たら潰れると。潰れると対策本部をする場所がないというようにおっしゃったんですけど、その辺からいきますと、当初に説明そのものが町民を欺いてることにならないかと思うんですが、その辺の見解を教えてください。

建築確認のことですけども、平成4年に増改築をしてる内容を聞いたんですが、資料がないのでだめだということですし、平成17年の増改築を聞いたのも同じことだということなんですが、それぞれこのときには建築確認が新しいのに適用するようにしたもので増改築の建築確認の許可がおりてると思います。そうすると、60年経って、RCでも、S構造でも、60年経てばだめだという論法は成り立たないと思うんですが、町長の見解をお聞きをしたいと思います。

それから、今の話ですけど、道路に6億円、下排水は9億円程度というように聞いてたんです。そうすると、30億円にこれを足すと30%を超えて40%近くになるのではないかと思うんですが、その点はどうなのか。

京都府の財務指標等の数字ですけど、町長は、認識しているということでございますので、これは病気で言えば、危篤状態とまでは言いませんけど、その一歩手前であるということをもう一遍再認識しておいてほしいというように思います。

事項別明細書の7ページの町債の件ですけど、具体的に今度6,050万円の起債を起こすわけですね。この条件を言っていないと困るわけですけど、これも決まってないんですか。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 過去100年間の地震のデータということでもありますけども、残念ながら持ち合わせておりませんので、わかるのであれば調べたいと思いますが、一方、過去にどんな地震が起こったかというのは今この庁舎を建てる上で検討すべき事項ではないというふうに私は考えておまして、今まで起こってないけども、大規模な地震が起こる可能性というのはあるわけですから、それに備えておくというのが務めだというふうに考えておるところであります。

それと、一部鉄筋コンクリートが入ってるということは判明しましたけども、大部分の造りは木造でありまして、要は耐震が不足しているからという説明で新庁舎の必要性を私は訴えてきたところでありまして、町民の方を欺いたというようなことはありません。耐震構造として不足をしておるといった認識に変わりはないところでございます。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 蒲生野中央線、また、蒲生野の排水路の事業費ですが、蒲生野中央線につきましては6億円、排水路につきましては3億円ということで、周辺整備と言われております事業につきましては、合計で9億円ということになっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 失礼しました。

冒頭の一番目の質問で、内容ですけれども、債務負担行為の部分につきましては、翌年度以降にわたって支払い義務があるものについてあらかじめ予算で設定をさせていただいて、将来の負担を明確化しておくものということをごさしまして、将来にわたる債務の負担範囲を設定させていただくというものでございます。

それと、一番最後の質問、7ページの関係で、すみません。勘違いしておりました。今回、補正予算で計上しております6,050万円の起債の借入れ条件につきましては、利率については4%以内、償還の方法については25年以内の据え置きが3年以内ということで、半年賦元利均等償還ということをごさします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 一番初めの債務負担行為の定義ですけど、今の回答とこの前の常任委員会での回答と全く違うというか、かなり違うと思います。先ほど申し上げましたとおり、

総務文教常任委員会での課長の答弁は、将来支払い義務が明確なものを起債するというようにおっしゃったと思うんです。今の話は、あらかじめ必要なものを上げておくというのでは全然違うと思うんですけど、そのことがどうなのか。これ、3回目ですので、こんないかげんな説明をしてもらったら困ると思いますけども、本当にどちらが正しいのか、ちょっと疑問に思います。

町長のタウンミーティング等では木造と言ってきたけども、それはRCがしてあっても木造に近いという意味だとおっしゃってますけど、増築したものは、多分、これ全部S構造だと思うんです、平成4年にしても。というように思います。そういうことから考えたら、かなり強固なもので、今100年以内にどんな地震がありましたかと言ったら、そんなこと考える必要がないと言われるけど、そのために庁舎を建て替えるんです。ご承知かどうか知りませんが、ある議員に教えていただいて、丹波町の広報「丹波路」の昭和33年11月29日発行のものに、ラーメン構造でかなり頑丈な構造が本体にしております。こういうものがあるのに、初めから木造だから地震で危ないというようなことをおっしゃってるというのは、やはり私は町民の人に間違っただけの情報を提供しておられる。町長は、私に間違っただけの理解方法で間違っただけの情報はしないようにせよというような忠告をいただいたんですけど、まさにこれは間違っただけの情報を発信しておられるというように思います。その点もう一度聞いておきたいと思います。

8番目の新庁舎の関連の準備コストですけど、下流の排水工事というのは3億円でできますか。調整池をつくるということやったん違いますか。3億円程度でできることは絶対ないと思いますよ。その点本当にちゃんと積算をした数字でこうなっているのか。3億円でできるというふうになっているんかどうか。本当は、下流までは27号線をまたいで、創味の下をかって、圃場整備をしたところまでいかなんだら本当はあきませんので、10億円や20億円では到底できませんよ。その点どう考えておられるのかももう一遍聞いておきます。

事項別明細書の7ページの町債ですけど、4%以内、25年の期間、3年間の据え置きということですけど、予算に計上した以上、実際何ぼどうなるのかというように、これ4%なんです。4%の金利で起債を起すんですか。起債を起すわけですからね、予算に入れて。その内容が具体的に、例えば0.8%とか期間が25年、これはこれでよろしいし、利息だけはこんないかげんなことで、本当に6,050万円は4%の起債なんです。その点聞いておきたいと思います。もう少し正確な答弁をしてほしいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず初めに、債務負担の定義の関係でございますけれども、

常任委員会でも、今お答えさせていただいたとおり、債務負担行為は翌年度以降にわたって支払い義務のあるものについてあらかじめ予算で設定し、将来の負担を明確化したものでございますという答弁をさせていただいたと思います。

それと、7ページの地方債の補正ですけれども、確かに、これ、利率は4%以内ということで、現状の借り入れとは異なっております。これについては、今本町が借り入れを行っております財政融資の部分の一番高い利率が4%というものがございますので、そこを見ておりますけれども、実際の借り入れにつきましては、もっと少ない、近年については1%を下回る利率で、そのときの金融機関等々の条件、また、財政融資等であれば、財政融資金の利率を適用しますので、現実的には4%という枠ですけれども、1%未満ということの現状ということでございます。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 蒲生野排水路につきましては、現在、地権者等と用地の立ち会い等を行っております、まだ用地買収には至っていない状況であります。

3億円の根拠といたしましては、概算事業費ということで、現在、実施設計のほうも同時に進めさせていただいておりますので、詳細設計まででき上っておりませんので、積み上げて積算したわけではありませんが、数量にあわせまして概算事業費をはじいております。

下流につきましては、清風台から下流の排水路と国道27号を横断するボックスカルバート、それより下流につきましては、断面が一応確保されてるということで、そこまでの工事ということで下流のほうは概算事業費として上げております。

合計いたしまして3億円を見込んでおります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この庁舎の構造につきましては、中心柱が鉄筋コンクリートであったということが判明したので訂正をさせてもらったところでありますけれども、建築年度等から考えますと、耐震構造としては満たしているとは思えないという推察が成り立つわけでございまして、議員ご指摘の昔の60年前の広報紙を見ていただいて、ラーメン構造でかなり丈夫なラーメン構造であるというご指摘はありましたけれども、これについては、それも不正確な情報ではないかなというふうに考えるところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 何で不正確なんですか。これ、町が発行してるんですよ。町長見られましたか。

(太田町長の発言あり)

○5番(村山良夫君) 間違った情報じゃないですよ。何考えてるねん。

○議長(梅原好範君) 長澤総務課長。

○総務課長(長澤 誠君) 全体で何%を占めているかということでございます。先ほど約30%と申し上げましたが、排水路整備工事、道路工事、6億円で計算しておりましたので、9億円ということで訂正させていただきまして、約34%というふうに見込んでおります。以上です。

○議長(梅原好範君) ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番(山田 均君) 私もちよっとお尋ねしておきたいと思うんですけども、債務負担行為の関係で何点か伺いたいですけども、新庁舎建設事業ということで、今回、2億円の追加補正になっておるんですけども、新庁舎を建設していく前提として、新庁舎基本計画というのが平成29年2月20日付で出されております。今もありましたけども、この資料を見ますと、本庁舎本館は昭和34年に建設され、約57年経過をした木造建築物ということで、詳細の中には木造ということが明確に書いてあるんですね。今、町長も見られておりましたが、旧丹波町の縮刷版を見れば、昭和33年11月29日付発行の「丹波路」に写真が載っております。あわせて、その裏を見ると、庁舎の新しくその当時の平面図も載っております。見られたと思うんですけども。これを見ますと、先日11月25日に特別委員会で今の庁舎の図面を提出してもらったんですけどね。これの裏表あるんですけども、当然、当時の側面図と平面図だと思うんですけどね。これが広報に載っておる当時の平面図とは違うんですね。一体どういうことかと。正確な資料をちゃんと出すべきだと思いますし、具体的に今言われている木造で鉄筋コンクリートが使われておったということは、60年経って耐震の問題を言われますけども、しかし、実際は、一番基本となる基本計画で木造という前提でずっと来ておるわけですけども、この今の庁舎に鉄筋コンクリートが使われておるとするのはいつの時点で認識を執行部としてされたのか、間違っていたということ。その時点でなぜ明確にされなかったのかということが問われると思うんですね。こんな大事業をするのに、きちっとした調査もせんと、ただ木造の2階建てだということですからずっと来たのかどうかということが問われると思うんです。設計図面はなかなか倉庫に入ってわからなかったと言えかもしれませんが、京丹波町の中に保管されている当時の広報の縮尺版を見ようと思えばすぐ見られると思うんですね。当時のことを見れば、明らかにここに中心柱は鉄筋コンクリートということを書いてあるんですね。そういうことがきちっと正確な情報として示して、そして、

新庁舎建設に取り組んでいくという大前提だと思うんですね、取り組むとすれば。なぜそういうことがきちっとされていなかったのか。そこら辺はどうなのかということをおは問われると思うんですわ。大前提やと思うんです。基本計画にちゃんとそういうように載せているわけですから。我々も、当然、執行部から出された中身が正確なものという前提できとるわけです。

しかし、実際、この11月になってからこういう図面が出されまして、鉄筋コンクリートが使われておるということが示されたんですね。そういうことで私も旧丹波町の縮尺版を借りて調べてみたら、明確にこのように写真は載っておりますし、誰が見てもわかるようになっているのに、なぜそういうことがはっきりしなかったのか。本当に大きい問題だと。耐震がないとかどうこう言うより、基本の問題だと思うんですね。出発の時点の。それについてはどういうことなのか、ちょっと明らかにしていただきたいというふうに思うんですけども、だから、そういう前提で私どもも来ておったわけでございますけども、それと、今ありました、それ以後、平成4年にこの議場も広げられております。実際、決算の数字を見ると、1億9,262万円の費用をかけて改修されておるわけです。そういうものもしっかり示して、そして、新しい庁舎をするんだということであれば、また理解もできるかもしれませんが、前提を全く木造2階建てということであつたということについてはどうなのか。いつの時点でRC、鉄筋コンクリートが使われておるということがわかったのか。その点も明らかにしていただきたい。その点をまず伺っておきたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） いつの時点でこの鉄筋コンクリート一部が判明したかということでございます。先ほど提示していただきました図面ですね。その図面が出てきた時点で確認ができたというような判断で、それを直ちに議会のほうにも提出させてもらって、提示させていただいたということでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） それでは、ちょっとお尋ねしておくんですけども、議会でのやりとりの中で、鉄筋コンクリートが使われているのではないかと。穴をあけてでも調べたらどうやという議論もあつたわけですけども、そういう中で図面を調べられたということなのか。本来なら永久保存だと思うので、当初の時点で図面がないかどうかすべきだと思うんですね。

もう1つお尋ねしておきたいのは、当然、この庁舎、火災保険に入つてると思うんですね。火災保険は木造RC構造で入つていたのか。当然、保険ですので、正確にして、保険料も変わってきますのでどうであつたのか。毎年、掛けているのか。毎年、年払いなのか。短期な

のかわかりませんが、全く火災保険を掛けてないことはないと思うんですけども、そういうところからでも構造というのはわかったのではないかなと思うんです。実際、当時は、ただただ木造2階建てだという前提できたということなのか。当初の平成29年の時点でどうなんだと。鉄筋コンクリートを使われていないかというようなことも含めて、十分な検討、調査、当然必要だと思うんですけども、全くそれはしていなかったということでは来たのか。火災保険は木造2階建てで入っていたということなのか。いやいや、RC、昔から入っていると思うんですね。それで来ているということなのか。はっきりすればわかることだと思うんですけども、その点についても明らかにしていただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 図面を今は探していたところでございます。以前はあったというような記憶に基づいて探してたわけでございます。しかしながら出てこなかったということで、議員のご指摘もあって、屋根裏を除いて確認も目視でさせてもらって、一定の構造的なものを把握したというような経過がございます。それに基づいて目視で確認したことを議会のほうにも報告しようということで思っていたわけでございますが、それと並行して探していたら提示させていただいた図面が出てきたということで再確認をして、今回、委員会のほうに提出させていただいたというような流れでございます。

火災保険の関係でございますが、そこまで確認していなかったわけでございますが、そちらのほうもまた確認をさせていただくということで思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 11月25日に示していただいた図面ですね。ここには新庁舎建築設計図面と書いてあるので、これは間違いないと思います。裏側ですね。裏側の図面は、今の図面と近いような図面なんですけども、先ほど町長も見せておられましたけども、「丹波路」の当時の平面図を見たら全く違うんです。違う平面図を我々に示しておるということになると思うんですけども、これはどうなのか。旧町の昭和34年に建ったときは違うんですね。改修した後だったら改修した後と示すべきだと思うんですけども、1面のほうにはナンバー8として、丹波町新築設計図面と書いてあるんですね。当然、それが裏の平面図と思うんですけども、広報の平面図は全く違いますわね。昔の人に聞いたら、入って両方に職員がおって、通路みたいになっていたというように配置図も皆書いてあります。これがここに来なんわけですね。新庁舎の図面であればですよ。そこも非常に不正確やと思うんですね。だから、本当に、これ、30億円からのお金をかけて新庁舎やる。50年、100年に1回

の大事業をやるということの取組みについては、余りにもお粗末、ずさんだと思うんですね。やっぱり今の庁舎をどういう状態かということの前提に立ってやるべきことだと思うんですけども、こんなことがほかにもそういうずさんなことをやられておるのかということに疑わざるを得んと、こんな大事業でもこんなことをやっておればね。町民の不信を買うと思うんです。やっぱりもっとしっかりそれぞれの部署において精査をする。調査をする。その上に立って進めてもらわんと。こんな重大なことを、基本となる基本計画から違っていたということになっているわけですね。だから、本来なら元に戻して、そこから見直してちゃんと出発するというのが本来のあるべき姿やと思うんですけども、先ほどの町長の話からすると、いやいや、もう耐震のこともあってやらんなんねと言われますけども、やっぱり大前提となるべき基本をしっかりしてもらわないと、住民からの大きい不信も招くのではないかというふうに思いますので、改めて見解を聞いておきたいと思いますし、全体の事業費としては、32億円という範囲内で事業費は抑えるという考え方なのか。いやいや、一定のまた費用が要れば、当然、追加をするということなのか。その辺についてもどういうスタンスなのかということも改めてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 確かに、その詳細を確認をすれば、この一部が鉄筋コンクリートの柱であったということが判明したということは、率直におわびをしたいというふうに思うわけでありまして、その前提となります災害に強い庁舎にするという意味では、全体が鉄筋コンクリートであったとしても、建築基準法の関係からいきますと、耐震基準を満たしているとは考えにくいところでありまして、そういった視点に立って庁舎の建設を進めていく必要があるのではないかとこのように考えております。

全体的なコストにつきましては、できるだけコスト削減に努めて建設をするという従来の方針に変わりはないわけでありまして、今回は、入札で不調になったというようなことで、必要な分だけ増額をさせていただいたということでございます。

以上であります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 16ページの畜産競争力強化整備事業であります。委員会でもいろいろと質問がありまして、答弁ももらったんですが、繰越事業をまた新たに増額補正をする。入札が人件費とか資材費の関係で不成立に終わったということで、改めてまた補正で行うということですが、最初、平成30年度の繰越額は1億2,545万4,000円ではなかつ

たかと思うんですけど、今回、国からの補助金が2億2,300万円ということで、この差額というのはどうなっているのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） その件につきましては、今、現計予算で補助金として1億2,545万4,000円を上げております。これは、平成30年度から令和元年度に繰越している分でございます。議員おっしゃるように、その事業につきましては、入札と事業については事業者が実施をするということになっておりまして、その入札が不調に終わったということでございます。その背景には、庁舎にも言えることかというふうに思いますが、材料等の高騰によりますものとか人件費の高騰、そういうことが同じような現象が起きまして、入札が成立をしなかったというふうにお聞きをしております。

したがって、今上げているものにつきましては、直接補助事業が国の事業というふうになっておりますので、事業者と国のほうで協議をされまして、再度し直しをする。いわゆる改めてもう一度事業の申請をし直すということで合意をされたというふうに聞いております。

したがって、改めて人件費、材料費等、そういうものをもう一度精査して、事業費が全体的に大きくなりましたので、それに係ります国の国庫補助が50%というふうになっておりますので、その分が今回補正の中で前回よりも補助金が増額になっているという経過でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 詳しく事業の内容もお聞きをしたわけではありますが、同じ内容で金額がこれだけ変わったということによろしいですか。

○議長（梅原好範君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 一部、設計の見直しとあわせまして、もう少し施設の有効活用なりをするということで、一部面積の増加、また、施設が追加されたものがございます。例えば堆肥舎をつくるということに当初もなっておりまして、その堆肥舎の面積を少し大きくしたりとか、堆肥の乾燥処理施設を新設として加えたりとか、そういう部分で新たな施設も追加をされたということも1つの要因というふうにお聞きをしているものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

北尾君。

○9番（北尾 潤君） 18ページの7款、商工費、3目、観光費で、特産館「和」管理運営事業で316万7,000円が上がってるんですけど、館自体のリニューアルということで説明を受けてます。室内照明とかを変えるとということですが、指定管理料が一番少なかったときは300万円から今2,000万円まで上がってきてる中で、特産館「和」の改修工事を指定管理料を含んだ事業内でやらずに、こちらの補正で出すという意味について説明をお願いします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 特産館「和」のリニューアルに関します補助事業でございますけれども、指定管理料としまして、令和元年度から増額をいただいております。それにつきましては、施設の維持管理、運営等に活用をしていくというようなことで考えておまして、今回、指定管理をしておりますふるさと振興センターの理事がちょうど改選時期を迎えまして、9月の決算時にも決算報告をさせていただいたところではありますけれども、ふるさと振興センター自体の経営も非常に厳しいというような状況の中から、今回、理事の改選を行いまして、理事長の思いとして何とか特産館「和」を再度活性化していきたいということで、理事の中から7名の者が特産館「和」の再生プロジェクトチームということで構成をされまして、その中でどうして特産館「和」を再生していくのかということころを合計8回にわたりましていろんな審議を行いまして、やはり人に来ていただく道の駅を目指していこうということで、今回、料理メニューであったりとか中のレイアウトを変えていこうというようなことをプロジェクトチームからご提案をさせていただきました、リニューアルをして中のレイアウトを変えるということになりますと、やはり今の照明ではかなり暗いような状況もありますし、また、違う京都府の直裁の事業を活用しまして、特産館「和」の景観を生かした川側にカウンターテーブルを設置をしてはどうかということで、京都府の直裁の木製品等導入支援事業というものも活用しながら事業のほうを展開していくということで、目標として、やはり早い段階で手を打っていかなくてはならないということから、今回、補助金の要望がございまして、補助事業として照明器具については町の補助金として実施をしていくというものでございます

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 再生プロジェクトチームをつくって取組んでいるというのはお聞きしてますし、それが結構いろんな分野にわたってのプロフェッショナル、料理のメニューだとか、インテリアとか、いろんな部分でこのプロフェッショナルが話し合っこのチームをつ

くっているというのは聞いてます。町としても、指定管理料が求められるから、運営が厳しいからということでどんどん無制限で出て行ったりとか、例えば2,000万円しか出せないから、もうこの中でやってくれとか、そんなではなしに、町としてこの施設が必要であるならば、しっかりと一緒に連携してやってもらいたいと思います。町としてこの施設がどのような位置づけで必要なのか。なぜ必要なのか。町と特産館「和」、あと町民に対してしっかりと共通認識を持って取組まないと、何かわからないけど指定管理料が上がっていくとか、もっと頑張れと言ってるとか、あと補正予算でこれが必要だこれが必要だと予算がついていくようなことにならないようにしてもらいたいと思います。

最後に感想を言わせていただくと、最近行ってみたら、何か違うなと思ったら、先ほど課長が言われていたように、フードコートが一番奥側に囲んで座れるようなテーブルだったのが、ずらっと川側にカウンターテーブルになってるので、これ何か少し違ったなど。ただ、川側のテーブルが並んでみんな外を向いてるんだけど、やっぱり景色がそんなによくないのではないかなと思います。景色に関しては、特産館「和」の管理運営委託料でどうこうできるものでもないので、本当に町にとって必要だとしたら、その辺も含めて考えてもらいたいと思います。もし、具体的に何か今あるようでしたら、答弁をお願いします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 本件に関しましては、先日臨時の理事会等も開催をされまして、理事会の中でも、以前、7月豪雨等で川の水が増水して対岸側にごみが漂着したりとかというような状況もありますので、その辺のところをまた町のほうに要望もいただいたところでありまして、うちのほうからも河川管理であります国土交通省等にもしっかりと要望していきなり、また、中におります理事の関係の中からも、やはり景観を美しくするために、今現在、桜の木だけが植わっておるような状況でありますので、四季を通して景観を楽しむような状況にもしていきたいというようなご意見も頂戴をしておりますので、その辺のところはまた行政と理事の皆さん、そして、今回、この改修工事にあたっては、ボランティアでも参加をしていただくような仕組みづくりをしていきたいなというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の反対討論を行いたいと思います。

反対の理由というのは、次の点でございます。

まず、1つ目は、条例等で債務負担行為は翌年度以後に支払い義務が明確なものを計上するとなっているというように課長から総務文教常任委員会で返答を受けたと思っております。ところが、今回の計上につきましては、ともかく必要な限度額、予想額を計上するという事ですので、これは条例の趣旨に反しているということを指摘します。

2つ目は、今回の新庁舎は、次の理由によって、もう一遍時間をかけて再検討する必要があることを指摘したいと思います。

1点目は、今回の新庁舎建設の必要な理由の1つが、現庁舎は木造で地震災害に耐えられず、地震発生時は崩壊する。そうすると、災害対策本部が持てないということが1つの大きな理由でした。

しかし、先ほどから討議のとおり、建設当時から鉄筋コンクリートの柱を持ったラーメン構造を真ん中に置いて建設している立派なものであるということも判明しましたし、平成4年、平成17年にそれぞれ改築しておりますが、説明がないのでわかりませんが、現場の状況を推察しますと、これらは多分鉄骨づくりの構造であるのではないかと思います。そうしますと、1階のかなりの部分が鉄筋コンクリートのラーメン構造か、それとも鉄骨構造のものであるということです。だから、木造であるから、町長は私の議会での質問に木造であるということはずっと言い通されました。私が経費を出すので調べてくれと言ったら、剥がしたら鉄骨があったという答弁です。ということは、先ほども質問でありましたように、新庁舎建設事業の大きな目的というか錦の御旗が現庁舎は木造であるということそのままで維持するために、こういう答弁をされてきたんだとしか思えません。こういう不正確な情報を流されることは、町民を欺く行為であると思います。

2点目は、有利な合併特例債の期限内に工事をする必要があるということで急いできました。これは一理あると思います。しかし、この合併特例債の期限は令和8年3月31日まで延期されています。だから、これから4年間かけてもう一度見直す必要があって、急いで工事をする必要がないということ。

3点目は、平成29年の新庁舎建設時の建設コストは、平米当たり39万7,000円でしたけども、今回の再入札の分を2億円というのを当てはめて計算しますと、平米当たり5

2万円、30%の高騰をしております。

一方、安倍内閣では過去7年間、アベノミクスなる政策を打ち出して二次元的な金融政策を駆使し、皆さんも承知のとおり、金利が0.001%とか場合によったらマイナス金利になっているというような異常な金融政策をもってしても、2%を目標にしたデフレ脱却はいまだに1.5%しかできていない。その辺のことを考えますと、現在の建設コストというのは、ほかの物価に比べて異常に高いというものでありますので、この建設コストが高どまりしているときに建設を急ぐ必要は全くない。極端に言えば、30億円ですと、30%もとへ戻ったとしたら、9億円違うわけですからね。そういうことを思います。

4点目は、本町の財政状況ですけれども、京都府が示した京都府下自治体財政指標等の状況では、5つある項目のうち、実質的には全ての5項目そのものがワースト5に入るといような状況です。平成30年度の決算額の30%を超えるような新庁舎建設は大事業であります。このような事業を強行すれば、財政破綻の懸念は私は非常に大事ではないかと思えます。

以上のことが反対の理由ですが、町長は、これらのことについて、過日の私の一般質問でも、また総務文教常任委員会での私の意見にも理論的な反論もない状態で今来ております。皆さんもご承知のとおり、二元代表制の地方自治体では、予算提案者は町長で、また、その決裁者は議員であります。このまま新庁舎建設を進めることにより財政悪化は必至でないかなと思うんです。

そこで、確認事項ですけれども、財政悪化から行政サービスが低下しないと確信が持てるのか。また、行政の結果責任を負う覚悟はあるのかということ町長と賛成される議員にその責任の重大さを忠告して、私の反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 7番議員、鈴木利明でございます。

議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の討論を行います。

まず、歳入歳出予算の補正について申し上げます。

この予算は、補正前の額115億8,020万円に今回2億2,290万円を追加して、補正後の額を118億310万円とするものであります。その中で重要なことは、認定こども園事業について、新園舎建設に伴う木材調達経費を含め6,196万7,000円の増額が計上されております。言うまでもなく、認定こども園は、未来の京丹波町を担う園児育成の拠点となる事業であります。事業費の概算は約13億円、完成は令和3年9月を予定され

ておりますが、当初計画どおりの事業の進捗を強く望むものであります。

次に、債務負担行為の補正について申し上げます。

先般の新庁舎建設に係る本体工事の入札が不調となったことから、この事業に係る債務負担行為の限度額の設定を変更されるものであります。すなわち2億円の増額を行い、補正後の限度額を23億757万5,000円とするものであります。新庁舎建設事業は、既に着々と工事は進んでおり、今やしばしの停滞も許されません。令和3年8月の完成を目指した事業の進捗を特段に望むものであります。

以上、2点を指摘申し上げまして、賛成の討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、2億2,900万円を追加するものであります。今回の補正の内容は、心身障害者医療事業、すこやか子育て医療費助成事業、京都子育て支援医療助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、農林振興事業、土地改良施設維持管理事業、特産館「和」管理運営事業、町営住宅維持管理事業、中学校一般管理事業など事業費の増額や必要な事業の予算化もありますが、認定こども園の整備事業に反対するものではありませんが、認定こども園整備に伴う木材先行調達の原材料費の増額は、町内3業者に特定した随意契約であり、行政の公平性を大きく逸脱するものです。特に、公共事業は、どんな理由があるにしても、どんな理由をつけようとも、一般競争入札を原則とすべきです。行政は、公平公正を大原則とすべきことを厳しく指摘するものであります。

今回の補正予算に計上された第2表の債務負担行為補正で、新庁舎整備事業の2億円の追加補正は、2019年11月14日に行われた京丹波町新庁舎建設工事を条件付一般競争入札で行いました。予定価格を20億9,000万円と設定しておりましたが、入札参加希望の3社が入札辞退をしたことを受けて、人件費や資材価格の高騰で実勢価格との差があったとしておりますが、本来、設計者が実勢価格も見ながら設計単価を算出することから考えても、不自然な結果と言えます。原因や要因をもっと検証すべきであります。今回の債務負担行為の追加は、人件費や資材高騰を加味して再入札のために追加するものとなっておりますが、これでは事業費が大きく増えることとなります。新庁舎建設は、平成29年度に34億2,000万円为建设する基本計画が発表されましたが、身の丈に合った新庁舎建設を公約に掲げて当選をされた太田町長は、基本計画を修正し、総事業費を4億7,000万円削減

して29億5,000万円としました。さらに、実施設計で費用を削減するとしておりますが、実行できていません。これから先本当に削減できるのか。総額を決めてその範囲内で行うようにすべきであります。今回の債務負担行為の増額は、人件費や資材の高騰などで事業費が増えたので費用を増額する。こんなやり方でいいのでしょうか。町民の皆さんにも訴えたい。自分の家を建築するときに予定をしていた予算をオーバーする場合にどうしますか。当然、予定した家の大きさや建物の内容に見直しをして、予算の範囲内で建築するというのが普通ではないでしょうか。役場新庁舎は、税金を使って建築をするのです。公共の建物であれば、もっともっと精査をして、住民の合意と納得が得られるように取組むのが当然ではありませんか。今、京丹波町は、お金がないといって補助金の削減などが行われております。災害が起こったときに指令を出す場所が必要と言われますが、大きな災害が起こったとき、町民が避難をするのが公民館などの施設であります。耐震補強や安心して避難できるように改修や整備にこそ税金は使うことが、大災害に備えることではないでしょうか。

今、町の財政状況は、財政指標に著しい影響をもたらしていると報告されているように危険な状況にあります。新庁舎建設は、必要最小限の規模と予算額でコンパクトな庁舎にすべきです。新庁舎建設については、平成29年2月20日付の京丹波町新庁舎建設基本計画でその必要性が述べられていますが、本町の本館は昭和34年に建設され、約57年経過した木造建築物で、木造2階建てとして危険な建物であると基本計画にも明示され、町民にも説明をされてきました。議会でもたびたび議論になりましたが、木造2階建てが町長初め執行部の見解でした。

しかし、令和元年11月25日開催の新庁舎建設特別委員会で現庁舎の図面が示され、8本の柱と梁は鉄筋コンクリートであることが報告をされました。現庁舎の構造は、木造とR C（鉄筋コンクリート）の複合構造であることが明らかになりました。平成29年2月20日の京丹波町新庁舎基本計画で示された新庁舎建設の必要性の、本館は昭和34年に建設され、約57年経過した木造建築物となっていますが、これは間違っていたのであります。また、現庁舎の昭和34年建設当時の資料はもっとあるのではないですか。ほかに資料は本当にはないのですか。全ての資料を提示すべきです。そして町民に公開すべきです。現庁舎建設当時のことを旧丹波町の広報紙で縮尺版で調べると、昭和33年11月29日付で発行された広報「丹波路」に建設中の庁舎写真と記載をされており、その中に中心柱は鉄筋コンクリートと明確に記述されています。新庁舎建設事業は、50年、100年、1回の大きな大事業であります。これを取組むのになぜ十分な調査や建物の確認がされなかったのか。余りにもずさんではありませんか。大問題です。これでは新庁舎建設あり気で進めてきたと言えま

す。町民に正確な情報を知らせないことになっています。隠蔽ともとれるような、言われても仕方がない状況になっております。新庁舎建設の出発点となる京丹波町新庁舎建設基本計画に、現在の本館は木造2階建て建築物と記述した基本計画を見直すべき責任があります。今ならまだ間に合います。新庁舎建設事業は一旦ストップして、新たに再検討すべきであることを指摘し、令和元年度一般会計補正予算（第2号）の反対討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

西山君。

○8番（西山芳明君） 8番議員、西山芳明でございます。

今回、提案となっております議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきまして、賛成の立場から討論を行います。

提案となっております補正前の予算額115億8,020万円から補正後の額118億310万円は、国庫金補助を背景とした補正であることや行政施策運営上必要となる補正であることから賛成をするものであります。

それでは、賛成の根拠とした具体的な理由を3点にわたって述べさせていただきます。

まず1点目は、新庁舎に次ぐ大事業である認定こども園整備事業推進にあたり6,196万7,000円増の予算を計上されておりますけども、将来を担う子どもたちがすくすくと育つために大変重要な施設でもあり、建設に向けた木材の事前確保のための必要な予算であると考えております。

2点目には、食に関する魅力をより高め、ブランド化推進のための事業や若者定住対策など本町の特徴あるまちづくりに資する事業のための予算が盛り込まれていることであります。その主なものを挙げますと、畜産競争力強化事業2億2,350万円は、町内の養豚施設の拡張に伴うもので、前年見送られましたけども、再手続が行われることが決定し、その財源は全額府からの支出金で賄われる事業であります。また、ブランド京野菜産地づくりのため必要とする機械導入支援に254万円計上されております。また、移住・定住対策費として200万円、企業誘致として322万4,000円などが盛り込まれておりまして、いずれも本町の特徴あるまちづくりにつながる可能性の高い補正予算であることが2つ目の理由であります。

3点目に、債務負担行為の限度額設定変更につきまして、新庁舎本体工事入札における不調という結果は、本日の午前中における新庁舎木材調達の契約の議案につきましても、討論でありましたとおり、極めて遺憾ではあります。人件費や資材費など建設コストの高騰により、実勢価格が相当高どまり状態にある中で、やむを得ない結果と受け止めざるを得ませ

ん。

そもそも旧3町の合併協議会の折にも、合併後の新たな拠点となる新庁舎の建設については、合併後の重要課題の1つとしてその必要性が論じられた経過もありました。

先ほどの質疑の中で、現庁舎の構造に関してさまざまな質疑が行われましたけども、耐震側面だけではなくて、現実はこの庁舎を見てみた場合に、本当に今日のニーズにあった使いやすい庁舎であるでしょうか。本館の1階にエレベーターがついておりますが、2階から例えばにぎわい創生課や、あるいは農林振興課、土木建築課等への動線途中には、階段や段差が幾つもあります。車椅子や歩行機能に支障を来しておられる方の移動は、実質無理な状況であり、町長の言われる公平性の面からも極めて不自由・不便な建物であり、使い勝手の悪い環境にあると言わざるを得ません。

加えて、特に今日のように、未曾有の豪雨災害や予測される大地震などいつ発生してもおかしくない状況の中で、一日も早く安心・安全かつ強靱な拠点整備が求められる待ったなしの状況であり、再入札に対応できる補正予算を成立させていかなくてはならないと考えるところであります。

以上の理由を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第80号を採決します。

議案第80号 令和元年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第81号 令和元年度京丹波町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第18、議案第81号 令和元年度京丹波町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第81号を採決します。

議案第81号 令和元年度京丹波町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第82号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第19、議案第82号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第82号を採決します。

議案第82号 令和元年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第83号 令和元年度京丹波町介護保険特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第20、議案第83号 令和元年度京丹波町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○11番（東まさ子君） 5ページであります。

課長が欠席であります。わかりましたらお願いしたいと思います。

保険給付費であります。居宅介護サービス給付費、そして、地域密着型サービス給付費、それと、施設介護サービス給付費であります。それぞれかなりの金額で減額になったり増額になったりしておりますが、利用者の動向による数字の結果だと言われてしまえばそうありますけれども、何か特別な理由があったらお聞きをしておきたいと思っております。計画の見込みが多かったとか、少なかったとか、そういうことも原因しているのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 中尾参事。

○参事兼会計管理者（中尾達也君） 5ページ、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費、内容的には、訪問介護あるいは通所介護というところで、現段階までの実績で申し上げまして、利用件数が減っているということで、今後の利用の状況等も考えまして、当初予算から比較しまして、減額とさせていただくものでございます。そのほか、短期入所生活介護費におきましても見込み等から減額となっておりますし、逆に、福祉用具貸与の部分、それから特定施設入居者生活介護等につきましては、利用件数等が増加傾向にあるということで増額としておりまして、トータルで1,196万8,000円の減となっております。

2目の地域密着型介護サービス給付費でございますけれども、全体で1,384万1,000円の増額としてお願いをしております。ここにおきましては、老人福祉施設入居者の生活

介護、それから認知症対応型通所介護、それから地域密着型通所介護、いずれも利用件数等を見込みまして増額とさせていただきます。

また、3目の施設介護サービス給付費でございますが、全体で2,017万9,000円の減としております。こちらにおきましては、介護老人福祉施設の減、それから介護老人保健施設の減ということで、利用実績等からこれも減額を見込んでおりまして、逆に、介護医療院、これが新規でございますのと、介護療養型の医療施設の利用等の増加を見込んでおりまして、トータルでマイナスとなったものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、回答をいただいたんですが、介護医療院の増ということで、新規ということでありましたが、どこが医療院のそういうサービスを行っているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 中尾参事。

○参事兼会計管理者（中尾達也君） ただいま申し上げました介護医療院でございますけれども、本年の10月から亀岡市にあります「はたごまち」というところですけども、老健の施設からこの介護医療院のほうに転換をされたということでございまして、こちらのほうが当初見込みゼロ件でありましたものを、本年の後期部分で月5件ということで見込んでおりまして、こちらのほうが増額になるという状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第83号を採決します。

議案第83号 令和元年度京丹波町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案

のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は15時5分とします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時05分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第21、議案第84号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第21、議案第84号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

議員の皆さん質疑はございますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点、歳入の関係でお尋ねしておきたいと思うんですけども、繰入金ということで、農業集落排水事業分と特定環境保全公共下水道事業分、浄化槽市町村整備推進事業分でそれぞれ合わせて300万円繰入れになっておりますが、これの根拠といえますか補正でございますので、何か確定して一般会計からの繰入れということなのかどうか、内容について伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） 今回、補正で上げさせていただいております繰入金につきましては、まず、農業集落排水事業分と公共分、また、浄化槽分については、事業費を按分してそれぞれ基準外の繰入れということでお願いをしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。

議案第84号 令和元年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第85号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第22、議案第85号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の関係で伺っておきます。

修繕料ということで113万9,000円、説明では、バスの修繕費というようにあったと思うんですけども、当然、日常動かしておるといってございまして、修繕が必要だということはわかるんですが、具体的に修繕の内容についてお尋ねしておきたいと思います。点検とかそういうものではないと思うんですけども、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今回、補正で計上させていただいております修繕費につきましては、昨年度からの実績をもとに、今後、修繕がかかると見込まれる金額のほうを計上をさせていただいております。当初、予算の計上を行っておるわけではございませんけれども、本年度につきましては、エアーサスペンションの修繕でありましたり、エアコンのコンプレッサーの修繕等、費用が多くかかっていることから、この12月以降の修繕料を見込んで計上をさせていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第85号を採決します。

議案第85号 令和元年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第86号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第23、議案第86号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 常任委員会でもお尋ねしましたので、町長にちょっとお尋ねをしておきたいと思うんです。

歳入の関係で、財産貸付収入で、土地貸付料ということで、いわゆるキノコ園ということで貸しておったわけでございますけども、解約をしたということで、その貸付料が減額になってるんですけども、あとの土地と建物の関係でお尋ねしました。雨漏りをしておるといように聞いておるといことがあって、私は、ブルーシートでもかけて、せめて雨漏りだけは防止したほうがいいのではないかとということもお尋ねした経過があるんですけども、寄附を受けたとはいえ、町の財産ですので、やはり雨漏りがしておるといことであれば、大規

模な修繕ということではなしに、応急的なブルーシートをかけておくとかそれぐらいのことは私はできるし、しておくべきではないかと思うんですけども、結局は、雨漏りをほかしておいたら、いろんな支障が出てきて解体をせんなんと。当然そういうことになりますので、そうすると一定の費用が要するということになります。例えば貸し手が出てきたとしても、そういう措置をしておけば、借りてもらえやすいということもあると思うんですけども、その辺、財産の管理の面からも、当然しておくべきだと。また、寄附を受けた経過もありますのでそうと思いますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） この件につきましては、常任委員会のほうで山田委員のほうからご質問を受けたところでございますが、雨漏りがするということにつきましては、契約を解除するときには事業者のほうから口頭で説明を受けたところでございます。どこで雨漏りしているのか、特定することが非常に難しいというふうに考えておりまして、ただ、屋根のどこから雨漏りがするのか、これも専門業者に見てもらわないとわからない。それから、シートをかけるということも考えるわけですけども、特定もできておりませんし、非常に高いところに上る必要もありますので、簡易なことをして危険なこともありますので、やるのであれば、専門業者に見積もりをとるということも検討することが必要だと思いますけれども、今後、この施設について貸付を予定をしておりますし、直ちに貸してほしいというところもありませんので、現状については、このまま様子を見たいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 発注するせんは別にしても、専門の業者に一度見ていただいて、そして見積もりを上げていただくと。そこまでだったら費用は要らんとするのではね。その結果、どういう方法がとれるかというように判断を私は当然すべきだと思うんですね。ちびていくのを見ておるといいますかそういう問題ではないと。やっぱり寄附を受けたとはいえ、町民の財産ですので、やっぱりそれをしっかり管理するということが私は必要だし、また、貸し手、借り手があるかどうかという問題もありますけれども、莫大な費用が要ると。これはもう無理だということになればやむを得ないということが言えるかもしれませんが、見積もりや状況を見てもらうことは、最低限私はしておくべきだと思いますが、その点についてももう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 繰り返しになりますけれども、施設の見積もりをとるにいたし

ましても、施設の改修を前提として見積もりについては後の方が本筋かなというふうを考えております。改修の計画ありませんので、見積もりについては業者に変な労力も要りますので、それについては現在のところ考えておりません。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） そら、もちろん見積もりをとるというのは、改修するというのが前提ですけども、費用によっては、これは無理ですわということ言えばいいことですし。全く見てもらう専門の業者がないということなら別ですけども、やはり屋根を見てもらうぐらいの人は私は町民の方にもおられると思いますので、やっぱり見ていただいて、ブルーシートでいけるということであれば、そういう処置をすとか、どうしても莫大な費用が要ることになれば、もうやむを得ないというように思いますけども、その判断はしっかりすべきだという点は申し上げておきたいと思いますし、庁舎、いろんな建物、公共の施設を管理する立場としてはどういう考え方、見解なのか、町長なり総務課長に伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 現地のほうも調査をさせていただきまして、おっしゃるとおり、その施設の維持管理というのが重要になってきますので、その辺を調査させていただきまして、また対応のほうをしたいというふうに考えます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。

議案第86号 令和元年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第87号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第24、議案第87号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第87号を採決します。

議案第87号 令和元年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第88号 令和年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第25、議案第88号 令和年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 収益的支出の12ページでお尋ねをしておきたいと思います。

1点は、委託料の関係で、会計士委託料ということで43万円計上されております。通常、委託するので、当初の予算で上げて、そして契約をするということになると思うんですけども、今回、12月補正で会計士委託料として43万円計上されておるのは、どういう理由からなのか、1点伺っておきたいと思います。

それから、負担金の中で、ダム管理負担金というのが12万円上がっております。これもそのダムの維持管理の負担割合が京都府との関係で決まっておるわけでございますけども、追加があったということかと思うんですけども、この内容はどういうことで追加の負担が必要となったのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） まず、会計士委託料でございますが、会計士委託料につきましては、平成29年度に今後どれぐらいということで委託額を決めまして、予算なり決算、また補正時等について会計の仕分け等を指導なり助言をいただいているところでございます。今回、まず1つは、消費税が10月より上がるということで、消費税の増税への対応と。あと、決算の仕分け業務、どれだけの量が見込めるかというところ、最初のほう私どもも会計士のほうも数量的なことが掴めておりませんでしたので、1回決算を受けまして、今後の委託料について協議を行い、今回、補正のほうをさせていただくということでございます。

あと、ダム管理負担金につきましては、畑川ダムの管理の負担金で、年度内に精算ができないものについては、次年度に精算をするということで、畑川ダムの管理に関する協定書のほうに定めておりますので、平成30年度分の畑川ダムの管理の人件費の確定と維持管理経費の確定についての今年度支払う分についての補正を12万円お願いしたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これですべての討論を終わります。

これより、議案第88号を採決します。

議案第88号 令和年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

《日程第26、発議第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書》

○議長（梅原好範君） 日程第26、発議第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

北尾君。

○9番（北尾 潤君） それでは、発議第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書について、提案理由の説明を行わせていただきます。

現在、地方議会の重要性が論じられる中、全国の町村議会が抱えている問題の1つとして、「議員のなり手不足」が深刻化しているところであります。

本年、全国928ある町村のうち、およそ4割にあたる375町村において、統一地方選挙が実施され、その約4分の1にあたる93町村が無投票となりました。なかでも、8町村で定数割れという事態が発生しています。

ご存じのように、町村議会議員は、地方公務員の特別職に位置付けられていますが、専門的な議員は議員を退職した後の生活の保障は基礎年金のみであり、また、サラリーマンなどの兼業的な議員は加入している厚生年金に、議員在職期間は加算されず、結果、受け取る年金額も低くなってしまいうような現状であります。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たす役割と責任が格段に重くなっております。

そうした中で、志を抱く誰もが議員として直接参画しやすい環境を整えていくことは喫緊の課題であります。

そのためには、地方議員の年金制度を時代に相応しいものに改め、幅広い層の住民が参画

できるような環境を作り、新たな人材を確保していくことが必要であると考えておりますので、この意見書への議員各位のご賛同をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、採決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 提出者にお尋ねをしておきたいと思います。

今も提案理由でありましたように、非常に無投票が多くなったり、議員のなり手不足というようなことが言われております。確かに年金という問題もありますが、基本はやっぱり生活保障として、しっかりそういうものが手当されるということが大前提だと思うんですけども、そういうことについて質問もされておったわけでございますけども、そういうことについての考え方はどうなのかというのが1点と。

それから、今の町民等の暮らし向きを見ておきますと、非常に非正規が増えて、格差が広がっていると。そういう方々は全員が皆国民年金ということになっておるわけですね。そういう中で、議員ということで厚生年金の加入ということを進めるということがまだまだ全町民的にもそういうような状況になっていないのではないかと。やはり町民からの声もせまる中で我々としてもそういう声を上げていくということが必要かと思うんですけども、その辺については、今の置かれている町民の実態と思いとギャップもあるのではないかと思うんですけども、その辺はどういうように考えておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） まず、報酬が大前提と思うがということでした。意味としては、多分、報酬をたくさんもらってないのに、またそこから年金を払うというのがどうかとか、年金整備する前に報酬を上げるのを検討しなければならないのではないかということでした。前篠塚議長からもらった情報なんですけど、議長会で町村議会議員の議員報酬等のあり方というのを最終報告をいただいたところ、最初にリサーチしたら、やっぱり町村議会議員の8割がボランティアではやっていけないというふうに出されています。だから、もちろん報酬も絶対に必要だと思います。一般企業で優秀な人を集めるのに報酬の高いところに集まるのに、議員だけは都合よく報酬を低くしても優秀な人が集まるかというとなんなことはないと思いますので、もちろん報酬も大事です。だから、議員のなり手不足を解消するのに1つではなくて、報酬もそうだし、年金とかいろんな環境を整えていくというのも大事です。両方進め

ていく上で、また議員自体の質も上げていくというのも大事だと思います。

次が、町民はどう思うかということなんですけど、これ、実は、僕ら議員のためであったりとか、その後に出てくる議員のためというのを帰して、最終的には町民のための制度だと思います。やっぱり質の高い議員を集めようと思ったときに、しっかりと身分が保障されて、生活が保障されてるからこそ若い人が会社をやめてでも議員になって、町のために尽くそうと思ってくれるので、今の制度だと、年金も保障されないまま入ってこなくてはいけないということになってます。だから、質の高い議員を入れるため、これは町民のために必要な制度だと思ってます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） もう1点さらに伺っておきたいと思うんです。

年金だけが全てではないということで、当然そうだと思うんですけども、やはり議員のなり手不足というのは、もちろん年金、それから歳費の問題も当然ありますが、やはり今の我々の議員を見て、私も議員になろうと。そういう意欲を動かすような議会であり、議員でなければ、まちづくりに参加してやろうというためにはどうするんだということも私は必要だと思うんですね。やはり議員としての魅力が発散されんと、議員のなり手というのはなかなか増えへんし、若い人もやろうというような取組みとかか考え方が必要だとあわせて思うんですけども、そういう中でこそ議員にもきちっとしたこういう制度も必要だということになろうと思うんですけども、その辺について考え方、見解を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 全く同意見です。卵が先か、鶏が先かというところではないかもしれませんが、しっかりと報酬、環境を整えて、誰でも議員になれるように、今は本当に議員になる資格がある人しかなれないです。お金があつたりとかそういう人しか生活が議員報酬が低くてもなれる人しかなれない。今提案した年金制度に加入しなくても議員生活を続けていける、将来が安定している人しかなれないようになってますので、そういうところを整えるというのがちゃんとした議員をつくっていくものになるんだろうなというのと。今、山田議員が言われたように、その上で議員自体がしっかりしていかないといけないと。議員になって、報酬が出て、環境を整備してもらったからには、しっかりと町民のためになることをしていくと。しっかりと審議していくと。自分自身の質を上げていくというのももちろん大事で、両方を進めていって、それでこそ、次、その議員を見た町民が、議員というのはす

ごくやりがいのある仕事だと思ってなってくれるということで、環境を整備するだけでなく、自分たちがしっかりと質を上げていくというのももちろん大事だと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、発議第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

本意見書案は、平成23年、地方議員の年金制度が廃止になりましたが、新たな制度の検討の具体化を進めるという意見書案でございます。地方議員の生活の保障は必要であり、年金が国民年金だけという現状が地方議員のなり手不足の問題につながっている面もあるかもしれません。しかし、厚生年金制度とすれば、自治体にも大きな負担増が予想されますし、慎重な検討が必要と考えます。地方議員を取り巻く環境は厳しいものがあります。住民が願う多様な役割やその説明責任などを果たしてきたのかを私たちが自らのこととして問わなければならない。議会としても住民目線に立ってその責任を果たさなければなりません。開かれた議会を目指して本町議会は、議会基本条例をつくり、議会報告会を行うなど取り組みをスタートさせましたが、地方議会議員の活動について、住民の理解がどれだけ深まっているでしょうか。また、本当に年金制度がないから議員に立候補する者が少ないのでしょうか。そうでないと考えます。住民に地方議会や議員についての役割等の理解が進んでいないことに起因することが大きいと考えます。

現在、議員は、国民年金など何らかの年金制度に加入をしておりますけれども、安倍政権による年金削減など国民の将来不安をあおる政策こそ、議員として改善を求める動きを強めることが大事と考えます。

今回の意見書は、国民の幅広い政治参加や地方議員における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するとしております。今、本町では、新庁舎建設、認定こども園の建設、ケーブルテレビ事業などを進めており、一方、各種補助金の減額など町民に負担も強いているところであります。消費税10%増税で、営業も暮らしも深刻であります。また、非正規労働者も数多く存在いたします。国

民年金が低過ぎ、議員の生活が保障できないということもありましたけれども、国民年金加入者を置き去りにして自分たち議員だけが加入することが本当に町民の理解が得られるのかという疑問であります。議会基本条例もできたことでもありますので、議員での議論はもっともっと深め、そして、慎重に検討をすることを求めまして、反対の討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） ただいま議題となっております発議第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

先ほど提出者より提案理由の説明にもありましたとおり、今、全国地方議会で大きな問題となっておりますのが議員のなり手不足であります。

本町におきましても、合併後4回の議会議員選挙が行われましたが、立候補者数が毎回減少してきているのが現状であります。平成17年の第1回目につきましましては、定数18名に対しまして24名が立候補されまして、定数にプラス6名の立候補がありました。平成21年の第2回目の選挙では、定数が2名減の16名ということになりまして、立候補は21名ということで、定数に対してプラス5名ということでした。次に、平成25年の第3回目ではありますが、定数16名に対しまして18名の立候補ということで、定数に対しましてプラス2名の立候補でございました。第4回目の平成29年、前回ではありますが、定数16名に対しまして17名、定数に対しましてプラス1名の立候補というような状況でございます。

このような状況でいきますと、2年後の本町議会議員選挙では、無投票または定員割れとなる可能性も十分考えられるということを思っております。この問題は、解決しなければならないさまざまな課題がありますが、その1つが議員の年金制度への加入のための法整備の実現であります。地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、サラリーマン層を初めとする現役世代が立候補できる環境が整うことになり、地域福祉の向上と活性化に志を抱く新たな人材確保につながるものと考えております。

そして、今回の意見書のポイントとしましては、1点目は、旧地方議会議員年金制度の復活を求めるものではないということでもあります。一般の会社員とか首長、地方自治体職員と同様に、既成の厚生年金へ地方議会議員が加入できるようにするものであります。

2点目は、旧地方議会議員年金は、市町村合併で議員数が激減したため、年金の財政がたかひかなくなつたということが原因で、平成23年6月1日に制度が廃止となつたものでありまして、議員特権とか議員には年金は必要ないといったような理由で廃止になつたもので

はございません。

3点目は、旧地方議会議員年金制度廃止法案の委員会採決に際しまして、衆参両議院の総務委員会において、全会一致により地方議会議員年金制度を廃止後、おおむね1年を目途として地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うという趣旨の附帯決議が可決されたところであります。

そして、4点目は、平成28年10月から一定の短時間労働者につきましても、厚生年金が適用され、地方議会議員を含め厚生年金の加入者が増加することは、この年金制度全体の安定に資するという事とも考えられております。

一方、厚生年金に地方議会議員が加入した場合、都道府県市区町村全体で約200億円の新たな公費負担が生じるとの指摘もあります。しかし、これは、会社法人等と全く同様の制度による事業主負担であり、また、首長、自治体職員と同様に地方公務員共済組合を経由して厚生年金に加入することから、各自治体の負担につきましても、地方財政措置がなされるものと考えられております。もちろん議員個人も労使折半ということで、公使と同額の掛金を負担することになります。

現在の厚生年金保険料率は、18.3%で固定されておまして、かわりに本町の一般議員の報酬から保険料を算定しますと、月額4万260円となります。したがって、公費負担は2分の1でありますので、2万130円ということになりまして、旧議会議員年金制度と比較しましても、約44%の減額となる見込みであります。

そして、厚生年金制度への地方議会議員の加入につきましても、全国都道府県、市議会、町村議会議長会の議会3団体が連携しまして、その実現を目指し、国及び関係機関等への要請を行っているところでありますが、より多くの議会からも声を上げる必要があることから、議会3団体から意見書採択の依頼が来ているところであります。既に、全国926町村議会中、677議会が意見書を可決し、関係機関へ提出をいたしております。

本町議会としましても、本意見書を採択し、関係機関に提出すべきであることを申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

発議第2号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、発第2号は、原案のとおり可決されました。

《日程第27、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第27、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会、議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和元年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

議員の皆様にはお疲れのところ大変ご苦労さまですが、この場において引き続き全員協議会を開催します。よろしく願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 岩田恵一

〃 署名議員 野口正利